

生活福祉委員会記録

○開催日時

平成30年12月14日 午前10時～午後2時45分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（9人）

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 中島由美子 | 委員 | 新原春二 |
| 副委員長 | 森永靖子 | 委員 | 福元光一 |
| 委員 | 福田俊一郎 | 委員 | 成川幸太郎 |
| 委員 | 川畑善照 | 委員 | 森満晃 |
| 委員 | 永山伸一 | | |

○その他の議員

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 議員 | 井上勝博 | 議員 | 下園政喜 |
| 議員 | 石野田浩 | 議員 | 帯田裕達 |
| 議員 | 今塩屋裕一 | 議員 | 落口久光 |
| 議員 | 持原秀行 | 議員 | 松澤力 |

○説明のための出席者

| | | | |
|---------------|-------|---------|------|
| 市民福祉部長 | 上大迫修 | 税務課長 | 道場益男 |
| 市民課長 | 瀬戸口良一 | 収納課長 | 山口隆雄 |
| 環境課長 | 上口敬子 | | |
| 主幹兼廃棄物対策グループ長 | 高山和人 | 消防局長 | 新盛和久 |
| 川内クリーンセンター所長 | 原暢幸 | 次長兼警防課長 | 福山忠雄 |
| 市民健康課長 | 檜垣淳子 | 消防総務課長 | 鶴屋豊文 |
| 主幹兼予防グループ長 | 山下真司 | 予防課長 | 永田稔 |
| 保険年金課長 | 西田光寛 | 通信指令課長 | 小倉要一 |
| 障害・社会福祉課長 | 有西利朗 | | |
| 高齢・介護福祉課長 | 遠矢一星 | 水道局長 | 新屋義文 |
| 保護課長 | 松尾和俊 | 水道管理課長 | 草留隆志 |
| 子育て支援課長 | 知識伸一 | 水道工務課長 | 四元新一 |
| | | 下水道課長 | 徳重勝美 |

○事務局職員

| | | | |
|--------|------|-----------|-------|
| 事務局長 | 田上正洋 | 課長代理 | 瀬戸口健一 |
| 議事調査課長 | 砂岳隆一 | 管理調査グループ員 | 堀之内孝充 |

○審査事件等

| 審査事件等 | | 所管課 |
|---|--|------------------------------|
| 議案第139号 議案第152号 (所管事務調査) | 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 | 消防総務課 警防課 予防課 通信指令課 |
| 議案第132号 議案第139号 議案第140号 議案第141号 議案第150号 議案第152号 議案第153号 議案第154号 議案第161号 (所管事務調査) | 薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 平成30年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算 平成30年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 平成30年度薩摩川内市水道事業会計補正予算 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 平成30年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算 平成30年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算 平成30年度薩摩川内市水道事業会計補正予算 | 水道管理課 水道工務課 |
| 議案第139号 議案第142号 議案第143号 議案第144号 議案第152号 議案第155号 (所管事務調査) | 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 平成30年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算 平成30年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算 平成30年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 平成30年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算 | 下水道課 |
| 議案第130号 議案第139号 議案第152号 (所管事務調査) | 薩摩川内市環境保全条例の一部を改正する条例の制定について 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 | 環境課 川内クリーンセンター |
| 議案第139号 議案第152号 (所管事務調査) | 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 | 市民課 |
| 議案第131号 議案第139号 議案第147号 議案第152号 議案第159号 (所管事務調査) | 財産の取得について 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 平成30年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 平成30年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 | 市民健康課 |
| 議案第139号 議案第146号 議案第149号 議案第152号 (所管事務調査) | 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 平成30年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算 平成30年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 | 保険年金課 (税務課) (収納課) |
| 議案第139号 議案第152号 (所管事務調査) | 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 | 障害・社会福祉課 |
| 議案第139号 議案第148号 議案第152号 議案第160号 (所管事務調査) | 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 平成30年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 平成30年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算 | 高齢・介護福祉課 |
| 議案第139号 議案第152号 (所管事務調査) | 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 | 保護課 子育て支援課 |

△開 会

○委員長（中島由美子）ただいまから、生活福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は委員長において、随時許可します。

△消防局の審査

○委員長（中島由美子）それでは、消防局の審査に入ります。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）それでは、第3回補正予算書の61ページをお開きください。

9款1項1目常備消防費では、常備消防一般管理費の事項で、7月26日付で職員1名の死亡退職によります給料及び共済費の減額、また、全国消防救助技術大会不参加により旅費の減額、特定屋外タンク貯蔵所変更許可申請業務委託がなかったことによる委託料の減額でございます。職員手当等につきましては、主に台風、大雨洪水警戒等に伴う時間外の増額でございます。常備消防車両管理費の事項では、昨年、火災が多発したことから、火災減少のための車両による火災予防広報活動、現場訓練、訓練指導等に伴う燃料費の増額でございます。

1項3目常備消防施設費では、常備消防車両等購入費の事項で、高規格救急車及び高度救命処置用資機材に伴う備品購入の増額です。この増額経費につきましては、愛知県一宮市在住の伊藤御夫婦で、奥様の出身地である樋脇町に恩返しをした

いということで、高規格救急車、高度救命処置用資機材購入費として寄附を受け、事業を行うものです。

また、1項4目非常備消防施設費では、消防ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ普通積載車4台、小型動力ポンプミニ積載車2台の購入に伴う入札後の執行残による減額でございます。

続きまして、歳入について19ページをお開きください。

14款使用料及び手数料2項手数料8目消防手数料で、先ほど申し上げました特定屋外タンク貯蔵所変更許可申請業務委託がなかったことによる減額でございます。

続いて24ページをお開きください。

16款県支出金2項県補助金7目消防補助金で、消防ポンプ自動車1台、小型動力ポンプミニ積載車1台の購入に伴う入札後の特定離島ふるさとおこし推進事業補助金の減額でございます。

続いて27ページをお開きください。

18款1項寄附金10目消防費寄附金で、先ほど歳出で説明しました高規格救急車、高度救命処置用資機材の備品購入に伴う寄附金でございます。

続きまして、繰越明許費について御説明いたしますので、8ページをお開きください。

9款1項消防費、消防資機材整備事業は、先ほど説明しました高規格救急車及び高度救命処置用資機材に伴うもので、入札後、納車まで約5カ月間の期間を要することから、繰越明許を設定するものでございます。車両等の納車につきましては、平成31年5月末を予定しております。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（永山伸一）寄附金の関係で3,466万8,000円の— おかげさまで高規格救急車と高度救命処置用資機材一式ということで、必要額を寄附していただいたということで非常にありがたいことなんですが、一般論として非常に高いなというのが気になっているんですけど。納期を聞きかけたんですが、納期は5月末ということですね。救急車の金額、それから資機材一式の金額、この明細をお願いします。

○消防総務課長（鶴屋豊文）それでは、救急車の金額について、事前の見積もりをいただいております。

ります。救急車本体価格が約1,000万円、それから艤装費関係で約950万円、それから、高度救命処置用資機材1,500万円となります。高度救命処置用資機材につきましては、酸素蘇生機とか、半自動体外除細動器、それから、生体情報モニター、そういうものを購入する予定でございます。

○委員（永山伸一）当然、入札ということになれば、金額が落ちた場合、この寄附金との差額、どのようにお考えなのかな。

○消防局長（新盛和久）大変、ありがたい寄附の申し出があったのが8月でございました。そのときに、いろいろ、その後、いろいろ協議したわけでございますが、今、おっしゃったように、3,466万円というのが見積もり額でございまして、この後、執行残につきましては、御本人の了解のもと、消防資機材関係に利用していいという了解をもらっているところでございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次は、議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○消防総務課長（鶴屋豊文）それでは、第4回補正予算書の38ページをお開きください。

9款1項1日常備消防費では、職員等の給与改定に伴うもので、常備消防一般管理費の事項で、給料については、給料表の水準引き上げ平均0.2%、職員手当等につきましては、勤勉手当0.05カ月分の引き上げ、共済費につきましては、共済厚生年金等に伴うものが主な増額分でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の質疑を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○次長兼警防課長（福山忠雄）それでは、私のほうから、所管事務につきまして、一括して御説明申し上げます。委員会資料を御準備ください。主な項目につきまして御説明いたします。

まず1ページでございますが、幼年消防クラブの関係で、1の結成式は、五代町の亀山幼稚園に市内で20番目となる幼年消防クラブが結成され、9月19日に同園で結成式を行いました。

なお、現在、市内の幼年消防クラブの状況は20団体で、892人となっております。

続きまして、2ページになります。

3の第2回自衛消防隊消火競技大会につきまして、危険物安全協会及び防火管理協会加入事業所から3種目に19事業所30チーム90人の方々に参加していただき、開催いたしました。種目ごとの結果につきましては、資料に記載のとおりでございます。

下段の4の第5回消防フェスタにつきまして、中央消防署で開催しました第5回消防フェスタは、川内高等学校書道部の書道パフォーマンスのほか、消防車両や施設等を活用し、火災予防をPRしたところでございます。昨年と比較しまして倍以上の916人の方々に来場していただきました。

続きまして、3ページになります。

下段の6、一般消防協力者表彰につきまして、10月に中央消防署管内で発生しました2件の建物火災で、火災を早期に見出し、迅速、的確な行動を行い、被害を最小限に抑えていただきました5名の方々を表彰いたしました。

なお、火災の焼損の程度につきましては、いずれも部分焼でとどまっております。

続きまして、4ページになります。

7の防災研修センター利用者3万人につきまして、12月4日に、平成26年7月の開館から4年4カ月で利用者が3万人に達し、記念セレモニーを行ったところでございます。12月5日現在の来庁されました方々の市内外及び年代別は資料に記載のとおりでございます。今後も引き続き周知広報に努めるとともに、防災研修センターでの各種イベントを積極的に開催し、市民の方々の防火、防災意識の向上を図ってまいります。

続きまして、5ページから7ページになります。

秋季火災予防運動に伴う主な行事及び各種訓練等につきまして、消防局、消防団等で9月から11月にかけて実施しました訓練を掲載しております。

続きまして、8ページになります。

11の南部分署救急車配備に伴う救急車出場等につきまして、救急隊の効率的運用及び現場到着時間の短縮を目指し、昨年の10月5日に南部分署に救急車を配備し、1年が経過いたしましたところでございます。南部分署救急隊が主に出場します4小学校校区の配備後の現場到着時間を比較しますと、4校区全体で約3.1分の短縮が図られているところでございます。

配備後の市全体の救急状況につきましては、12月末で取りまとめ、分析を行い、改めて御説明させていただきます。

今後も、市民の方々の安全安心と救命率の向上に向けて、効率的な運用に努めてまいります。

続きまして、9ページになります。

12の薩摩川内市消防団年末特別警戒及び消防出初式につきまして、(1)の年末特別警戒は、12月28日から30日までの3日間、市内の各分団車庫・詰所で実施されます。これに伴いまして、年末特別警戒巡視を初日の28日に本土地域9班、甕島地域2班の計11班で、市長等を巡視官としまして、資料に記載のとおり実施する予定でございます。

続きまして、10ページの下段になります。

(2)の平成31年薩摩川内市消防出初式につきまして、市内3会場で開催いたします。上甕、下甕会場は1月6日、日曜日の午後から、川内会場につきましては1月12日、土曜日の8時20分から分列行進を行う予定でございます。

なお、川内会場の場所につきましては、本年と

同様に、太平橋と開戸橋の間の向田側、川内川河川敷において、雨天決行で行いますが、同会場で開催できないような暴風や大雪等の場合の荒天時には中止とさせていただきます。

次の11ページは、川内会場の消防出初式のポスターになります。消防の伝統文化の継承を目指し、平成29年から薩摩川内火けし保存会による演技の披露を行っておりまして、消防に対する市民の方々の理解を一層深めるとともに、消防局、消防団が一体となった魅力ある組織づくりに取り組んでいるところでございます。寒い中、大変ですが、十分な防寒対策をしていただき、御参列いただきますようお願いいたします。

続きまして、12ページ、火災・救急の発生状況につきまして御説明申し上げます。

(1)の表になりますが、11月末現在で火災は33件発生し、対前年20件の減、救急は3,958件で5件の減となっております。

(2)から(5)の地域別、月別の火災・救急の状況につきましては、記載のとおりでございます。

なお、火災の種別では、昨年と比較し、主に建物火災が9件、その他火災が11件と減少しております。また、建物火災のうち半焼以上の炎上火災も減少しており、火災損害額の減につながっております。

救急の種別では、急病、一般負傷、転院搬送が多数を占めており、件数につきましては、昨年とほぼ同様となっております。

なお、(5)の表の下段に記載しておりますドクターヘリの要請につきまして、11月末までに106件要請し、昨年と比較し14件の増となっております。うち46件が救急隊到着後の判断、天候不良及び重複要請等でキャンセルとなっております。

最後に、資料に記載はございませんが、年末年始の慌ただしい時期を迎え、火の取り扱いがおろそかになることもあることから、市民の方々が年末年始を無火災で過ごしていただくことを目的に、あす15日から来年1月10日まで、年末年始の火災運動を実施いたします。

○委員長(中島由美子)ただいま、当局から説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（川畑善照）直近のことなんですけど、昨日、午後4時ごろ、うちの前で衝突事故があって横転したんです。それで、工作車やら消防の消防車は早かったんですけど、南部分署、大変ありがたく思っているんですが、救急車がちょっと遅かったんです。たまたま小学生だった。お母さんと小学生が乗っていたのが横転して、病院には運ばれたんですけども、大したことなかったんですけど、万が一が一大したことがあれば、ちょっと救急車が遅かったんじゃないかと思いますが、それは何でだったのかと。

○次長兼警防課長（福山忠雄）今、御説明がありました交通事故につきましては、ちょうど川畑委員の家の前の交差点、ちょうど散髪屋さんの前の交差点で、乗用車同士の衝突事故で横転ということで、横転事故ということで、今話があったとおり、救急車、それから消防車、救助工作車3台同時に出しました。救急車が遅かったというのは、南部分署に救急車がいなくて、南部分署の隊が一番先に先着したということで、一番近い救急車をつかまえて出たということ。ほかにも救急の案件が出ておりましたので、おっしゃるとおり、南部分署にいれば救急車が一番先に来ますので、そういう状況でございました。

なお、けが人につきましては、今あったとおり、軽症ということでした。

○委員（川畑善照）南部分署に配置されることは大変ありがたいんですけども、やはり、万が一、死にかかわるような事故であれば、急いでもらわなきゃいけないと思ったものですから、ありがとうございます。

○委員（新原春二）二点の要望とお礼をしておきたいと思います。

まず1点は、11番の南部分署に救急車の配備について、従来から隈之城校区、今、中島委員長、福田議長いらっしゃいますが、3名と隈之城地区コミュニティ協議会の今の状況を含めて、隈之城校区1万2,000人いるところに消防署をつくってほしいという要望をずっとやっておりました。その一環としまして、今回、救急車を南部分署に配備をしていただくということで、消防局も大変なお骨折りをいただいて、配備をしていただきました。大変ありがとうございました。そういう意

味では、結果がきちんと出ているということで、本当に調査をして、出先に来ていただいたということについては大変感謝を申し上げますし、また、隈之城の市民、永利の市民についても、非常に救急の早い対応ができるということで、大変喜んでおられるようでありますので、まずお礼をしておきます。

と同時に、永利校区、隈之城校区も合わせて約2万人弱いるところに、やっぱり消防署は欲しいな。消防署が欲しいなという要望は変わっておりませんので、これについては、財政的に余裕はないでしょうけども、ぜひ市民の安全を守るために、更に要望を続けていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点は、先ほど言われました出初式の関係なんですけども、消防団、あるいは消防署の方々が一生懸命やって演技をしていただくんですけども、観客が10万人弱の市民の中で、非常に少ないないつも感じているんですが、ここも宣伝体制をきちんともう一回見直す時期に来ているんじゃないかなというふうに思うんです。こうしてはしご乗りやら、本当に一生懸命取り組んでもらってますし、そういった披露の場ですので、もっと市民のほうに呼びかけて、多数の市民が見学に来られる体制をぜひつくっていただきたいし、また、市の広報も含めて、市がかりで取り組んでいかなければならない事業だと思っておりますので、その点について、また、要望をしておきます。

○次長兼警防課長（福山忠雄）貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。出初式につきましては、委員御指摘のとおり、堤防の天端のところ少ないというか、ぱらぱらが最初あって、資料にもつけておりますけれども、出初式のポスターを、これは消防団活動活性化等委員会という消防団の各方面隊から推薦された方々、それとあと、消防局の担当が2名入って、13名でいろいろ委員会をしながら、これは広報部のほうで各地域のポスターをつくりまして、市内の主なところに掲示して、PRをしているところでございます。

今、おっしゃいましたとおり、メディアを使いながらも、FMさつまさんだいたとか、いろいろとまたこちらはまだ足りないと思っておりますので、広報も含めて、今後、また一層頑張ってい

ります。

○委員（福元光一）局長が一番わかっているのかな、福山次長がわかっているのかなと思うんですけど、10月にそこの冷水町で事故がありましたよね。そのときに、119番通報を受けて、それからずっと長時間、救急車、消防自動車がどんどん行ったような気がしたんですけど、119番通報を受けて、何台車両が行ったのか、まずそれを教えてください。

○次長兼警防課長（福山忠雄）119番通報では、崖崩れがあって、土砂崩れがあって、埋まっているということで、受信いたしました。そのときの第一報は見えてるということで、一報が入りましたので、直近の南部の救急車、消防車、それから、中央消防署の救助工作車と、あと指揮車を出しております。

その後、現着したときに、通報とはまた違っていて、いわゆる最初は見えていたという情報でしたけども、現着後、現場を確認したら、全然わからないと。どこに埋まっているかわからないという情報でございましたので、それ以降、本部の指揮車、資機材車、それから追加で中央消防署のタンク、ポンプを入れて、あと、長時間になるということで、西部消防署の消防車、タンク車まで出動させたところでございます。合わせまして、ドクターヘリも同時に要請を入れました。ドクターヘリのほうは、こちらの西開聞町の運動場に着きまして、そこにまた消防車を1隊入れまして、ドクターヘリに乗っておりましたフライトドクターとナースは救急車で現場まで搬送したということで、次から次と車が来たという状況でございます。

〔「台数は何台ぐらい」と呼ぶ者あり〕

○次長兼警防課長（福山忠雄）ちょっと細かい台数というのは、手元に報告書を今持っておりませんので、また、あともって説明させていただきます。それでよろしいですか。

○委員（福元光一）そのときに出動された消防職員は何名いらっしゃったんですか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）報告書がないので、あれですけども、南部分署が7名、それから中央署が10名と西部署が3名、それから本部の3課になりますけども、そちらのほうで10名出しております。ちょっと計算ではないですけど、出

た車で人数を当たってみました。

○委員（福元光一）そのときに、手作業で発見したんですけど、そのときに何名体制で消防職員がとにかく交代交代でもされたんですか。何名体制でされましたか。

○次長兼警防課長（福山忠雄）現場につきましては、急斜面でございまして、交代で手掘りというか、スコップで、あるいは棒を刺しながら探したんですけども、5名交代で、交代交代で時間を見ながらやったところでございます。

○委員（福元光一）そのときに、まず第1陣が着いてから発見まで時間はどのくらいかかったんですか。

○消防局長（新盛和久）手元に資料がございませんので、時間までは、必要であれば、今、確認をさせてとりたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。報告書を手元に置かないと、答弁が不正確なものになるというふうに思いますので、先ほど次長からあったように、現場が非常に狭い場所で、大量に人を入れられなかったという部分もございました。また、下のほうでは、今度は、生木も落ちてきてましたので、それをチェーンソーで切りながら、排除しながら、どこにいらっしゃるかわからなかったので、結構、高さもありまして、下からと上からと搜索したところでございます。

○委員（福元光一）詳細のところは後でいいです。私も発見される前から、途中から現場に行ってみようと思ったんですけど、一生懸命消防職員の人たちが、死にもの狂いでされても、発見された後、ぐたっとなるぐらいの活動をしておられたのを見ておりました。

そこで、きょうこうして委員会があるんですから、全般について、委員の人が来たら聞かれるということを想定して、あそこは普通の事故じゃなく、人身事故であったから、やっぱり重大な事故だと思えます。だから、やっぱりこういうときは、ある程度の書類を持ってきてもらって、答弁してもらわないと、私が今、いや、それはもう今聞きたいと言ったら、この委員会がストップして、そろえてもらいたいと言ったら、もうそうしなくてはいけないので、やはりこれから後、重大なことがあったら、全般についての書類はある程度そろえてきてください。よろしくお願いします。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、消防局の審査を終わります。

△水道管理課・水道工務課の審査

○委員長（中島由美子）それでは、水道管理課及び水道工務課の審査に入ります。

△議案第132号 薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第132号 薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）水道局議会資料の1ページをお開きください。

今回の条例改正は、本市青山町に所在する民営の高貫専用水道など4地区を水道事業に統合し、給水区域に編入することで、安全で安定した水道水の供給を図ることを目的に、条例改正するものです。

改正の内容は、条例の給水人口を9万人から8万9,000人に、1日最大給水量を4万立方メートルから3万9,000立方メートルに改正するものです。青山4地区の給水人口は、平成31年度の推計値で299人、1日最大給水量は110立方メートルを推計しており、給水人口、1日最大給水量は、4地区の統合分を合載しますが、改正後の数値は平成31年度から平成37年度までの推計値の最大値をもとに算定しており、4地区を合算しても減になります。国への認可申請には、平成31年度の計画値で申請するため、今回、改正を行うものです。

統合の経緯につきましては、資料の2ページに記載してありますが、4地区から上水道への統合要望書が出され、4地区が水道施設を備え、給水区域に近接していることなどから、本土地域の簡易水道事業を水道事業に統合後、4地区を事業統合することを地元の説明し、固定資産台帳作成、

厚生労働省と変更認可の協議を行うなど、準備を進めてきました。今後は、来年3月までに国から変更認可される予定であり、4月に水道事業に事業統合します。事業統合の区域図を3ページに掲載してありますので、御参照ください。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）4水道事業の長年の念願でありましたことが、今回、こうして条例提案をしていただいて、統合できるということは大変うれしく思います。また、水道局はかねてから現場に何回も足を踏み入れてくださって、調査をされて、この結果だと思ひ、大変感謝を申し上げます。

4地域とも、それぞれ今まで簡易水道で自己管理をされていたわけですが、この条例そのものには何も問題はないし、また、それを進めてもらって結構なんですけれども、今後の配管等のあり方について、また、協議が今後されるんじゃないかと思ひますけれども、昔の水道のとおりですので、民地を通過したりするのは結構多いかと思うんですけれども、そこら辺の移行の関係については、今後、どのような取り扱いに、スケジュールになっていくのか。条例としては、もう全部移管をされるわけですが、今後、どうせ調査をされて、配管をし直さならない時期もあると思ひますけれども、当面は現状のままを使っていくということで説明を受けていますので、それでいいんですが、将来的にどのような処理がされていくのかというのがまだあると思うんです。そこら辺をちょっと1回聞かせてください。

○水道工務課長（四元新一）ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、基本的には、現在の施設をそのまま引き受けるということで、これまで各専用水道、飲料水供給施設管理をしてこられておまして、局部的な漏水であったりとか、あるいはもう老朽化した管であったり施設は随時更新されておりました。古いもので高貫が昭和37年の創設でございます。新しいもので木場谷上の飲料施設が昭和62年ということで、かなり施設については老朽化しているというのは、こちらのほうでも把握しておまして、管延長につきましても、1万1,300メートルぐらいあります。これらにつきまして、現状

を今後は上水道のほうに統合いたしまして、もっと細かく現地調査と現状の調査をいたしまして、当然、今、上水道のほうでは10年計画ということで、今、整理を進めておりますので、それらとの兼ね合いもありますので、まずは、今の施設の健全度であったりとか、そういったものをしっかりと調査した段階で優先順位をつけて、今の10年計画の中に折り込んでいこうということで考えているところでございます。

○委員（新原春二）そういうようなスケジュールでももちろんなければならないと思うんですけども、その場合に、地域の4自治会の皆さんと協議を十分重ねられて、地元の協力も得ないと配管の関係についてはかなり厳しくなると思うんですけども、そこら辺も十分協議をされて進めていただければ大変ありがたいと思うので、よろしく願います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に捕捉説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）予算に関する説明書（第3回補正）の47ページをお開きください。

4款衛生費3款1目水道費を減額するものであります。説明欄に記載のとおり、簡易水道事業特別会計の繰入金及び温泉給湯事業特別会計への繰入金を減額するものであります。

次に、72ページをお開きください。

13款2項1目公営企業費を増額するものであります。説明欄に記載のとおり、水道事業会計への負担金、補助金、出資金をそれぞれ増額するものであります。

詳細につきましては、それぞれの特別会計及び水道事業会計補正予算で説明いたします。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△議案第140号 平成30年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第140号平成30年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）同じく、予算に関する説明書（第3回補正）の86ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費を減額するものであります。説明欄のとおり、異動等に伴う給料などを減額し、消費税及び地方消費税額の確定に伴い、公課費を減額するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

前に戻っていただき85ページをお開きください。6款繰入金1項1目一般会計繰入金を減額するもので、歳出の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。
これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第141号 平成30年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第141号平成30年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）同じく、予算に関する説明書（第3回補正）の98ページをお開きください。

1款総務費1項1目一般管理費を増額するものであります。説明欄のとおり、異動等に伴い、職員手当等を増額し、消費税及び地方消費税の確定に伴い、公課費を増額するものであります。

次に、歳入について説明をいたします。前に戻っていただき、95ページをお開きください。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金を減額するもので、前年度繰越金の確定等により、一般会計繰入金を減額するものであります。

次のページ、4款1項1目繰越金を増額するもので、繰越金の確定によるものであります。

次のページ、5款3項1目雑入を増額するもので、消費税及び地方消費税の確定に伴う還付金であります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。
これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第150号 平成30年度薩摩川内市水道事業会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第150号平成30年度薩摩川内市水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）別冊となっております水道事業会計予算書予算に関する説明書（第1回補正）の4ページをお開きください。

丸山浄水場の運転管理等業務委託の期間が終了することから、新たに債務負担行為を設定するものであります。期間を平成30年度から平成35年度までとし、限度額を定めるものであります。

次に、10ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、まず、収入について説明いたします。

1款水道事業収益1項3目3節他会計負担金の増額は、消火栓維持管理及び児童手当に係る一般会計負担金であります。

続きまして、2項2目他会計負担金は、西日本豪雨災害への給水車派遣に係る一般会計からの負担金。

3目他会計補助金は、企業債利子償還に係る一般会計からの補助金。

8目資本費繰入収益は、企業債元金償還に係る一般会計からの繰入金であります。

支出につきましては、1款水道事業費用2項4目消費税及び地方消費税の増額は、水道事業収益を増額したことによる調整分であります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）各会計予算書予算に関する説明書（第4回補正）の26ページをお開きください。

4款衛生費3項1目水道費を増額するものであります。説明欄に記載のとおり、簡易水道事業特別会計への繰出金及び温泉給湯事業特別会計への繰出金を増額するものであります。これは、人事院勧告に伴う補正であります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第153号 平成30年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第153号平成30年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）同じく、予算に関する説明書（第4回補正）の58ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費を増額するものであります。説明欄のとおり、人事院勧告に伴い、給料などを増額するものであります。

次に、歳入の説明をいたします。前の57ページをごらんください。

6款1項1目一般会計繰入金を増額するもので、歳出の増額に伴い、一般会計繰入金を調整するものであります。

○委員長（中島由美子）当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第154号 平成30年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第154号平成30年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）同じく、予算に関する説明書（第4回補正）の68ページをお開き

ください。

1款1項1目一般管理費を増額するものであります。説明欄のとおり、人事院勧告に伴い、給料などを増額するものであります。

次に、歳入の説明をいたします。前の67ページをごらんください。

3款1項1目一般会計繰入金を増額するもので、歳出の増額に伴い、一般会計繰入金を調整するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第161号 平成30年度薩摩川内市水道事業会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第161号平成30年度薩摩川内市水道事業会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（草留隆志）別冊となっております水道事業会計予算書（第2回補正）の11ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、支出について説明いたします。

1款水道事業費用1項2目配水及び給水費及び4目の総係費は人事院勧告に伴い、給料などを増額するものです。

資本的収入及び支出のうち、支出について。

1款資本的支出1項1目改良費の増額は、人事院勧告に伴い、給料などを増額するものです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福元光一）水道事業は、今のところ黒字なんですけど、これだけ田舎のほうで過疎化になってくると、水道使用量が少なくなってくると思うんですけど、全体の何%ぐらいは赤字地域があると思うんです。例えば、亀山地区はもう人間が減ったから、固定管理費、いろいろひっくるめても、水道使用量が少ないから、赤字地域というところもはっきりわかっていると思うんですけど、何%ぐらいあると思われませんか。

○水道局長（新屋義文）市全体の一部、地区ごとの黒字、赤字というのは算出しておりませんし、その設備がどこまでその地域に影響があるか、例えば浄水場がどこまで影響があるかとか、分散をしないといけないので、市内でどの地域が赤字だという、そういう統計的な数値は持ち合わせておりません。

○委員（福元光一）水道配管を布設するときに、工事費含めてどれくらいかかったと、それはわかりますよね。何キロしたから何ぼ。なのに、給水人口が少ないと、自然と赤字というのはわかるはずというのが、今、国で問題になっている民間移譲の問題が、恐らくこの薩摩川内市でも、その問題が出てくると思います。今、説明があつて、給料が上がったとか、いろいろありますけど、水道局、独立採算制でおられるわけですから、しまいには赤字になったとき給料下げましたということがないように、今からある程度計画性を持って、この地域はこのぐらいの赤字だとか、採算割れしとるといふのを計算したらわかると思います。だから、そこをもう、そのときになってからするよりも、今から余っている職員はいないと思うんですけど、局長でもちょっと時間をとって計算ぐらいはできると思いますから、そのことのできないですか。

○水道局長（新屋義文）一水道事業として、地域の水道事業の経営をいたしております。その中で、全体として収入が幾らあり、そして、どれだけの支出を全体として、していけないといけないうことで経営をしています。その中であつては、例えば施設を布設する際のやり方とか、例えば施設を統合して一つにするダウンサイジングとか、そういう配管をどのように回していくかという部分について検討をしながら、経費を削減していくという形での経営を行っておりますし、逆に言いますと、赤字のところを見捨てていくという話にもなりかねませんので、全体として水道事業をどう運営していくかを考えながら経営していくということで取り組んでおりますし、現在、行っております平成28年からの10年間の配水管の布設がえ等についても、そこを見ながらの計画を立てながら、計画的に実施しているということで御理解をいただきたいと思ひます。

○委員（福元光一）あと20年か30年ぐらいしたら、薩摩川内市も人口がもう30%ぐらい少なくなってくるという統計が、今、発表されておるんですけど、現在、布設されている水道管全部の固定費はいろいろありますね。布設がえをしたり、漏水があつたり、その固定費はわかっているわけですから、ある程度の人口まで下がったら、採算割れになるという計算ぐらいはできると思ひ

ますから、そういうところで、採算割れのところはもう水道事業をとめろというんじゃなくて、極端に言ったときに、あの地域はこれから過疎地になるよというところは、今度は専門知識で配管を小さいのにしたり、いろいろもうとにかく経費が少なくなるようにやっていかななくてはならないと思ひますので、そういうところまで計算をしとったほうがいいと思ひます。近い将来、民営化ということも出てくると思ひますから、今、国会でもまれておりますから、そういうところも計算して、資料として、またできたらもらったらいと思ひます。よろしくお願ひします。

○水道工務課長（四元 新一）今、おっしゃつたように、地域によっては、もう空き家が相当ふえてきて、地域ごとの水源、配水池、配管はあるんですけど、そういったところは随時情報を入れながら、更新計画に合わせまして、今、100ミリの管を50ミリに落したりとか、ダウンサイジングをしながら、また、近くの高台に送る加圧ポンプとかあるんですけど、そういったポンプ施設も、もう上のほうが少なくなつたら、そのポンプ施設を更新する場合は、もっと小型のやつにするとか、そういった経費節減といひますか、今後、そういった中で、収入に見合ったそういった更新計画という形で進めていきたいとは考えております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、水道管理課及び水道工務課の審査を終わります。

△下水道課の審査

○委員長（中島由美子）それでは、下水道課の審査に入ります。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩

川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、第3回補正予算書の50ページをお開きください。

6款3項4目農業集落排水費では、農業集落排水事業特別会計繰出金を増額するものでございます。

次に、52ページをお開きください。

6款5項5目漁業集落排水費では、漁業集落排水事業特別会計繰出金を増額するものでございます。

次に、59ページをお開きください。

8款5項4目下水道費の事項、下水道管理費において、一般職9名分の職員手当等及び共済費について、異動等により減額するほか、事項、公共下水道費において、公共下水道事業特別会計繰出金を減額するものでございます。

なお、特別会計への繰出金の増減に係る事業内容につきましては、この後、議案第142号から議案第144号までのそれぞれの特別会計補正予算で説明をいたします。

○委員長（中島由美子） ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第142号 平成30年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子） 次に、議案第142号平成30年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、第3回補正予算書の114ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費の事項、公共下水道管理費の減額は、平成29年度の消費税及び地方消費税の確定に伴う公課費の減額であります。

115ページをお開きください。

2款1項1目施設整備費の事項、公共下水道整備費の減額につきましては、平成30年4月の人事異動に伴う一般職1名分の職員給与費の減額のほか、国の補助金である地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び社会資本整備総合交付金の内示に伴い、宮里浄化センター水処理施設建設工事、中甕・中野浄化センター長寿命化対策工事の日本下水道事業団への工事委託に伴う委託料及び平佐第二地区の汚水管路施設工事に伴う工事請負費の減額であります。

次に、116ページの3款1項1目元金の減額及び2目利子の減額は、施設整備等に借り入れた長期借入金に伴う元金及び利子の決算見込みに伴うものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、110ページをお開きください。

3款1項1目公共下水道費補助金の減額は、社会資本整備総合交付金及び地方創生汚水処理施設整備推進交付金の内示に伴い減額するものでございます。

111ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金の減額は、歳出の補正に対応し、減額するものでございます。

次に、112ページの6款2項1目雑入の増額は、前年度の消費税及び地方消費税の確定に伴い、納め過ぎとなった分の還付金を計上するものでございます。

113ページをお開きください。

7款1項1目公共下水道事業債の減額は、国庫補助内示に伴う事業費の減額に合わせ、公共下水道事業債及び辺地対策事業債をそれぞれ減額するものでございます。

次に、第2表、継続費補正について説明いたしますので、前に戻っていただき、105ページをお開きください。

宮里浄化センターポンプ施設増設事業及び宮里浄化センター水処理施設増設事業に係る継続費の補正であります。上の段の宮里浄化センターポンプ施設増設事業につきましては、事業費の確定見込みに伴い、継続費の総額を減額するとともに、平成30年度の年割額を変更するものでございます。

また、下の段の宮里浄化センター水処理施設増設事業につきましては、本年度の国庫補助内示の

減に伴い、事業費の年割額をそれぞれ表のとおり変更するものでございます。

次に、第3表、債務負担行為について説明いたしますので、106ページをごらんください。

中甌・中野浄化センター等包括的維持管理業務委託が平成31年3月末をもって完了することになるため、事業の継続性から、平成30年度中に契約を行い、平成31年度から平成33年度までに支出する新たな3カ年の限度額を設定するものでございます。

次に、第4表、地方債補正について説明いたしますので、107ページをお開きください。

国庫補助内示の減に伴う公共下水道事業の事業費の減額により、地方債の限度額を変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）債務負担行為で、平成33年まで3年間と言われたんですけど、平成30年からってなってるんですけど、平成31年からって、先ほど言われたんです。なぜ平成30年。

○下水道課長（徳重勝美）これは、中甌・中野浄化センターの維持管理業務を委託しております。これは1日もとめることができない業務委託でございますので、平成30年度中に契約を行いまして、来年4月1日からの3カ年の契約ということで、平成31年からの3年間ということで説明させていただきました。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第143号 平成30年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第143号平成30年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、第3回補正予算書の133ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費の事項、農業集落排水管理費の増額は、平成29年度の消費税及び地方消費税の確定に伴う公課費の増額であります。

次に、134ページの3款1項1目元金の減額及び2目利子の減額は、施設整備等に借り入れた長期債償還に伴う元金及び利子の決算見込みに伴うものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、130ページをお開きください。

2款1項1目農業集落排水施設使用料の減額は、里処理区内の下水道使用料の決算見込み額の減額によるものでございます。

131ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金の増額は、歳出の補正に対応し、増額するものでございます。

次に、132ページの7款1項1目農業集落排水事業債の減額につきましては、平成32年4月からの公営企業会計化に向けた固定資産調査評価業務委託の決算見込みに伴い、公営企業債を減額するものでございます。

次に、第2表、地方債補正について説明いたしますので、前に戻っていただき、127ページをお開きください。

農業集落排水事業に係る公営企業債の減額に伴い、地方債の限度額を変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。
これより討論、採決を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第144号 平成30年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第144号平成30年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、第3回補正予算書の143ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

1款1項1目一般管理費の事項、漁業集落排水管理費の増額は、平成29年度の消費税及び地方消費税の確定に伴う公課費の増額であります。

144ページをお開きください。

3款1項1目元金の減額は、施設整備等に借入れた長期債の償還元金の決算見込みに伴うものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、142ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金の増額は、歳出の補正に対応し、増額するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。
これより討論、採決を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美）それでは、第4回補正予算書の35ページをお開きください。

8款5項4目下水道費の事項、下水道管理費において、給与改定に係る一般職員9人分の職員給与費等を増額し、事項、公共下水道費において、公共下水道事業特別会計繰出金を増額するものでございます。

一般会計からの繰出金に係る事業の内容については、この後、議案第155号の公共下水道事業特別会計補正予算で説明いたします。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△議案第155号 平成30年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第155号平成30年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、第4回補正予算書の78ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

2款1項1目施設整備費の事項、公共下水道整備費において、給与改定に係る一般職員一人分の職員給与費等を増額するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、77ページをごらんください。

4款1項1目一般会計繰入金の増額は、歳出補正に合わせ、一般会計からの繰入金を増額するものでございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） 川内地区公共下水道整備事業の工事進捗と小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の見直しについて、2件の所管事務調査報告をいたします。

生活福祉委員会資料の1ページをお開きください。

初めに、川内地区公共下水道事業について説明いたします。

川内処理区の整備計画図を表示しております。

川内処理区の全体面積は723ヘクタールであり、うち、黒く色塗りしている川南の市街部、平佐町及び宮里の一部約259ヘクタールが整備済みで、黄色く色塗りしている区域が今後10年間で重点的に整備する区域でございます。

現在、整備を進めておりますのは、宮里浄化センターポンプ棟建設工事、宮里浄化センター水処理施設建設工事と、平佐第二地区の污水管路整備を進めているところであり、図面左側に記載しているとおり、1の宮里浄化センターポンプ棟建設工事につきましては、平成28年度から平成30年度の工事期間で日本下水道事業団に工事委託をしており、また、2の宮里浄化センター水処理施設建設工事につきましては、平成30年度から平成32年度の工事期間で、同じく日本下水道事業団に工事委託をしており、去る11月19日に土木工事が入札され、株式会社植村組が工事を行うこととなりました。

また、平佐第二地区の污水管路施設整備につきましては、右側に記載のとおり、2件の工事を発注しているところでございます。

2ページをお開きください。

宮里浄化センターポンプ棟建設工事の進捗状況について説明いたします。

平成28年度から着工した土木・建築工事では、進捗率88.8%で、次のページの写真のとおり、建物の躯体が完了し、外構工事等を進めているところでございます。

平成29年度から着工した機械設備工事は、進捗率65%で、断面図に示している各機器は工場で作成し、おおむね完了しており、各機器を据えつける基礎工事等を進めているところでございます。

同じく、電気設備工事は、進捗率87%で、各電気設備は工場で作成し、おおむね完了し、平成31年3月末の完成を目指し、建屋内等の配線、配管工事を進めているところであり、次のページに11月末の工事写真を添付しておりますので、御参照ください。

次に、小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の見直しについて説明いたしますので4ページをお開きください。

浄化槽の補助事業につきましては、市内の生活

排水の安定した適正処理を促進することを目的に、専用住宅に対し、10人槽以下の合併浄化槽に設置する補助金を交付しているところでございます。

今回、1の経緯に記載しているとおり、県は事務事業の見直しで、新築への補助金を平成31年度から廃止するとの通知がありました。

2の県の新築への補助の廃止に伴う影響は、

(1)の財源不足で記載しているとおり、現行の補助制度を継続する場合、約2,600万円の一般財源が必要となります。

(2)の関係団体等から意見・要望であります。新築への補助をすぐにゼロではなく、段階的に対応してほしいなどの意見・要望でございます。

3の対応策であります。国が新築への補助金を出していることや、関係団体の意見・要望も踏まえ、新築への補助金を減額し、当分の間は継続することとし、参考の表のとおり減額し、4年目以降は国、県補助制度の動向等を踏まえ、単独浄化槽くみ取りから合併浄化槽への切りかえにそれぞれ現行の補助金に上乘せを、補助を検討することとしております。

補助金の見直しに伴う市民、関係団体への周知につきましては、来年1月10日号の広報薩摩川内でのお知らせ記事での掲載、関係団体には、通知文書により周知を行うこととしております。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森満 晃）今、説明がありましたこの小型合併浄化槽の件で、県のほうが事務事業の見直しということですが、その県の理由は何でしょうか。

○下水道課長（徳重勝美）県のほうからの通知文書で見直しの概要ということでございます。浄化槽整備の区域で住宅を新築する場合、補助金の有無にかかわらず、通常、合併処理浄化槽が設置されるため、汚水処理人口普及率向上に対する補助金の効果は限定的と考えられることから、新築住宅に対する県費の補助を廃止するという形で文書が来ております。

○委員（森満 晃）県においては、何年前ですか、今、一般家庭でも毎月業者が点検をしていますが、5年に1度ぐらいに、今度は県の検査

も入ってます。これもどうなのかなという思いがあつて、同じ検査を2度しているというような、一般市民からすれば、毎月検査もしているのに、また、県が5年に1回という、このあれもどうなのかなと思いつつながら、今度は逆にまた、こちらも廃止ということで、だから、県の動きが厳しいのかなという気がするんですけど。

○下水道課長（徳重勝美）今の合併浄化槽の管理に関しましては、今、委員がおっしゃったとおり、業者が適切に日常の管理がうまく浄化槽が機能しているかというのを点検される検査がございます。

それと、本来は1年に1度検査があるんですけど、今、鹿児島県の場合は3年から4年に1回、県のほうから来て、検査している状況でございます。これは車で例えますと、車の車検が来るというような考え方で、実際、管理をされている業者がしっかり点検をされているということで、県のほうが点検をされるということで御理解願いたいと思います。

○委員（成川幸太郎）小型合併浄化槽の補助金が見直されるということなんですが、来年から天辰スマートタウンがスタートするというので、先日、ちょっと説明を受けたんですが、スマートタウンということで、非常にすばらしい施設管理がなされるようですけども、下水については、今のところ、小型合併浄化槽と言っていたんです。

ところが、この前説明を受けましたら、あそこの中に集合住宅もできるということなんですが、これについて、スマートタウンの、特に55区画のところについては、下水道課としては、何か次世代エネルギー課との打ち合わせはされているのでしょうか。

○下水道課長（徳重勝美）次世代エネルギー課と計画の内容等を協議させていただきました。すばらしい街ができるということなんですけれども、公共下水道もすぐ区域の近くにはあるんですけども、なかなかこの公共下水道の整備ですとなれば、都市計画の決定の変更とか、事業計画の変更とか、公的な手続があるということ等々、事業の期間の年度スケジュールが合わないということと、実際、地区内の合併浄化槽の設置につきましては、公共下水道と合併浄化槽も同じような機能で処理されますので、問題はないというふうに理解して

おります。

また、集合住宅につきましても、ある程度、今、浄化槽自体が大きな浄化槽まで物がありますので、そういう物を設置されれば可能かなというようなことで考えているところがございます。

○委員（成川幸太郎） せっかくスマートタウン構想ということで、いい集合住宅団地ができるわけですから、ほかの設備はいろいろスマートな先進的なものができたけど、下水は相変わらずやったよと言われることのないように、ちゃんと打ち合わせをして、また、進めていただけりゃというふうに思います。よろしく願います。

○委員（新原春二） 下水道の関係につきましては、全市民が同じく負担をし、あるいは市民一人一人が平等なサービスを受けるとというのが基本ですよね。薩摩川内市の場合は、公共下水道がなぜ遅くなったのかということが以前から議論になってまして、治水事業にかなりウエートを置いたということで、全体的な公共下水道のおくれが指摘をされてきたわけです。

もう森市長の時代から、公共下水道については、今、指定をされている分だけ、あとは合併浄化槽で処理をしていきますよという基本路線がきちんとできていたわけです。

今回、公共下水道が一定の進捗率で進んでいるということは理解をします。ただ、接続率は、かなり当初の計画とすれば低いんじゃないかということも指摘を今までしてきたわけですが、実際、公共下水道でつなぎ込みをする場合に、負担金は、各戸それぞれ別々だと思うんですけど、平均的な家庭で、つなぎ込みにかかわる事業費の負担がどのくらいかかるのか、わかったら教えてください。

○下水道課長（徳重勝美） 地区それぞれ個人宅で、広いところとか狭いところとか、いろいろ場所で違うんですけども、平均、今、くみ取りのところから下水道につなぐとなれば、トイレから、便座から変えていかないといけないということの工事費、それと単独浄化槽からの切りかえは、もうトイレ自体はある程度整備されておりますので、そこまでお金はかからないんですが、単独浄化槽から切りかえる、これはあくまでも平均でございます。約37万円の工事費がかかっているみたいです。また、くみ取りから変えられる場合は約

43万円。ちなみに、合併浄化槽から変えられる場合は約23万円ということで、平均的な数値を私どもは持っているところがございます。これは、各戸別でももちろん違ってきますので、あくまでも平均ということで御了承願いたいと思います。

○委員（新原春二） わかりました。それと、合併浄化槽との整合性なんですが、今のところ5人槽が、33万円相当の補助をいただいているし、今回、県がもう出さないということになりますと22万円と、10万円の差が開いてくるわけです。ちなみに合併浄化槽の5人槽でつくるに当たり、平均単価はどのくらいになるのでしょうか。

○下水道課長（徳重勝美） 合併浄化槽の工事費なんですが、5人槽で平均して85万円ぐらいかかっているところです。また、7人槽、10人槽になっていけば、ちょっと割高になってきますけれども、7人槽で110万円ぐらいです。10人槽で143万円ぐらいということで、データを持っております。

○委員（新原春二） そうした場合に、公共下水道の場合は、今、合併浄化槽で23万円、単独槽で平均的に37万円としているわけですが、85万円の5人槽の場合に、今回、22万円の補助があったときに、63万円の手出しということになりますよね。そうした場合に、公共下水道の場合、43万円、37万円、27万円というので、かなり開きが出てくるわけですが、薩摩川内市の財政もかなり厳しいんですけども、県の負担で、市のほうが3分の2を支出してやられてたんですが、県の負担分の上乗せというのは考えていらっしゃるのか、そこら辺は検討されたものでしょうか、いかがでしょう。

○水道局長（新屋義文） 今、国、自治体ということで、国が3分の1、自治体が3分の2ということで制度ができておまして、その自治体を県と市がこれまで3分の1ずつでございました。ただし、指数がございまして、県の分の0.66ぐらいしか県は払っておりませんで、実質県は7万円ちょっとでございまして、市が14万円、15万円ぐらい払っております。

今回、県が出さないということで、県内では新築に対して、4市ほど、もう新築には出さないところもございまして、先ほど課長が説明しましたとおり、やはり継続してほしい、段階的で

もいいので、継続してほしいという業者等のお話もございまして、さて、今までの制度をするためには、あと2,600万円必要になるけれども、どうするかという中で、検討しながら、やはり、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、合併浄化槽であろうと、公共下水道等であろうと、浄化をする市民に対する補助というのは、お金をかけてたといいますか、それについては、やっぱり維持していかないといけないという中で、折り合いといいますか、今後、どうしていくかという中では、県の部分のなくなった部分まで見て、きちっとして、今までの3分の2相当の額を支出していくということで、今、考えて、しようとしているところでございます。

○委員（新原春二）理由はよくわかるんですけども、市民の平等性からいって、くみ取り式が43万円で、今から合併浄化槽に変えられるところについては、くみ取り式から考えると20万円差額があるわけです。市民から見れば、合併浄化槽を入れるところが20万円少なくなるというけれども、不平等性を指摘されると思うんです。

今、我々もきょう初めてこういうのが知らされて、県が廃止をしたということを知ったんですけども、これについても、60%の市町村がまだ継続を希望しているということを書いてありますので、ぜひ県にもう少し要望をしていただいて、もちろん我々もしますけれども、全体の市町村としても、そういうようなものを作って、もとに戻してもらおうと、そのことが最小限のやるべきことだというふうに思います。

市で全部見ればいいんですけども、なかなかそれが厳しいということであれば、国、県への補助の整備をしてもらうということが一番大事だと思います。ぜひこのことについては強く要望しておきたいと思いますし、また、4年目からは、まだ更に減額をされていくわけですので、その差が開いてくるということであれば、小さな農業集落排水なり、あるいは地域生活排水も要望として出てくるんじゃないかという嫌いもありますので、そこら辺も市全体的な調整も含めて、今度、県と再検討もしていただきたい。下水道全体の関心事だと思いますし、公共下水道もなかなかつなぎ込みは厳しいということで聞いていますし、民間の場合はそうないんですけども、アパート関係、

マンション関係が更に厳しいという話を聞いていますので、そこら辺もまた負担増もあるかと思えますけれども、さらにつなぎ込みの推進もしていただきたいということで、よろしくお願いします。

○委員長（中島由美子）要望でした。よろしくお願いします。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、下水道課の審査を終わります。

△環境課・川内クリーンセンターの審査

○委員長（中島由美子）次は、環境課及び川内クリーンセンターの審査に入ります。

△議案第130号 薩摩川内市環境保全条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第130号 薩摩川内市環境保全条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）議案つづりその1、130-1ページをお開きください。あわせて、議会資料の1ページをお開きください。

引用する二つの法律の名称を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に改めるようにするものです。

引用する法律の名称変更の施行日について説明します。

第27条中において改めようとする特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が、日本国について、効力が生ずる日から施行することとし、他の改正規定は公布の日から施行することとしております。

なお、同議定書の改正は、国際的には平成31年1月1日に発効いたしますが、日本国にお

いては平成30年6月29日に国会で承認が得られ、関連法令の改正も終了いたしまして、現在、締結に向けた作業が進められているところです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）予算に関する説明書（第3回補正）の44ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費は、人事異動に伴う人件費の調整分でございます。

次に、45ページをお開きください。

9目公害対策費は、委託料入札執行残分の減額でございます。

次に、10目葬斎費、葬斎場管理費は、指定管理に係る委託料執行残分の減額となっております。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）

まず、歳出について御説明いたしますので、予算に関する説明書（第3回補正）の46ページをお開きください。

4款2項5目ごみ処理費のうち川内クリーンセンター分は、川内クリーンセンター管理費で、川

内クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の交付決定に基づく財源調整でございます。

歳入について御説明いたします。21ページをお開きください。

15款2項3目衛生費補助金2節清掃費補助金の増額は、環境省の助言等に基づきまして、川内クリーンセンター基幹的設備改良に係る国庫補助金を循環型社会形成推進交付金、補助率3分の1から二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、補助率2分の1に切りかえ、交付決定を受けたことに伴い、循環型社会形成推進交付金全額を減額し、新たに二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金の予算計上をお願いするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止いたします。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子）予算に関する説明書（第4回補正）の24ページをお開きください。

4款1項8目環境衛生費、環境総務一般管理費で、給与改定に係る補正でございます。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）予算に関する説明書第（4回補正）の25ページをお開きください。

4款2項5目ごみ処理費、説明欄の事項、川内クリーンセンター管理費の増額分は、人事院勧告に伴う職員人件費の増額をお願いするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。
次に、委員外議員から質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に補足説明を求めます。

○環境課長（上口敬子） 環境課にかかわる所管事務の説明をいたします。

市民福祉部委員会資料の1ページをお開きください。

薩摩川内市猫の適正飼養ガイドライン（案）についてです。

策定の目的とガイドライン（案）の概要について説明いたします。

2ページのほうをごらんください。

策定の目的は、近年、ペットとして飼養されている犬や猫の位置づけが変化し、家族の一員、またはパートナーとして扱われるようになってきております。その一方で、ライフスタイルの多様化とともに、不適切な飼養などから、飼い主とその近隣住民などとの間でトラブルが発生し、しばしば感情的な対立を引き起こすようになっております。このような状況を未然に防止していくために、本ガイドラインを作成することといたしました。

ガイドラインは、第1章から第6章までの構成となっております。快適な居住環境の維持向上、人と猫が共存できるまちづくりを図るための基本的なルールを示すことを目指しております。

第1章、猫についての基礎知識では、まず、猫の特性を理解することが重要と考え、猫の能力や習性等について紹介しております。

第2章、猫の分類では、人と猫とのかかわり方の違いにより、猫を分類しております。大きくは飼い猫と飼い主のいない猫に、飼い主のいる猫は飼養の場によりうち猫とそと猫に、飼い主のいない猫は野良猫と地域猫に分けて解説しております。

ここで、地域猫について説明いたします。

1ページの下のほうをごらんください。

地域猫とは、地域の有志が地域住民の理解と協

力を得た上で、当該地域に住む飼い主のいない猫の不妊、去勢手術を行いまして、餌場の管理、ふん尿の後始末など、一定のルールに従って飼育管理する一代限りの猫のことを言います。

飼い主のいない猫は、交通事故などの危険度が高く、寿命は四、五年と言われておりますので、地域の全ての飼い主のいない猫に手術をすれば、徐々にその猫の数は減少していくこととなっております。

では、2ページに戻りまして、ガイドライン（案）を説明いたします。

第3章、猫を飼う人のルールでは、飼い主は、飼い猫の一生について責任を持たなくてはなりません。猫を飼う人と地域の住民が共通の理解を持って、猫と接していくための方法を示しております。

第4章、飼い主のいない猫に接する人のルールでは、飼い主のいない猫に関する代表的な二つの活動がございまして、TNR活動と地域猫活動でございます。こちらを紹介し、飼い主のいない猫に接する上で求められる最低限必要なルールとマナーを示しております。

第5章、迷惑防止策では、猫が家の敷地に入ってきてられないようにする方法などを紹介するとともに、コラム欄では、動物の遺棄、捨て猫のこととございますが、それから、虐待、これは犯罪となることを周知します。

第6章、関係者による協働と推進体制では、猫にかかわる問題を解決するためには、市民、地域、動物愛護団体、獣医師会及び行政のそれぞれ異なる立場の人が協働して取り組むことが重要となります。それぞれの主体が担うべき役割を示しております。

1ページに戻ります。今後のスケジュールですが、パブリックコメントを年明け1月4日から1月31日まで実施いたします。このパブリックコメントの周知は、広報薩摩川内12月25日号、HPで周知いたします。3月末までにはガイドラインを策定いたしまして、市民の皆様へ周知する予定としております。

野良猫対策の検討概要ですが、獣医師を初めとする専門的知識を有する方及び愛護団体、地域代表、公園管理者などによる野良猫対策検討協議会を本年8月に設置いたしまして、これまで3回の

協議を行っております。これらの会議で出された意見を、このガイドラインでは反映した内容となっております。

なお、当協議会ではガイドラインに係る協議のほか、野良猫対策として飼い主の適正飼養を原則としながら、望まない繁殖を防止し、捨て猫の抑制を図るために地域猫等への不妊・去勢手術に関する費用の助成についても検討しているところです。新たな助成制度については、現在、詳細な制度設計を進めているところでございます。

○委員長（中島由美子）川内クリーンセンターはないですか。

○川内クリーンセンター所長（原 暢幸）クリーンセンターはございません。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）野良猫対策は、最初から言い出しっぺでありまして、公園なんかにはふん尿があって、公園を児童生徒、子どもたちが使えないという部分が、はっきり言いまして、清水ヶ岡公園にそういうようなものがあるということで、建設整備課も含めて、今までいろいろ議論をしてきたところなんです。ガイドラインをつくられたということについては、非常に前進があったのかなという評価をするわけですけども、それをつくったから減るといふことには、私はあんまりならんんじゃないかなと思います。それぞれ市民が意識を持つということが大事だと思います。その辺の啓発をされるということで、それについては非常に進んだのかなと思いますけども、実際、餌場をつくって、そこに餌を置く人がいるということが、繁殖をする一つの大きな原因じゃないかと思えます。そこをカットしないと。去勢をすること、捕まえられない、何匹いるかわからない野良猫を、あるいは地域猫をどう処理をし、そういう補助金を出して、誰がするのかということになっていきますから、まず餌を置かないというのも一つのガイドラインになるんじゃないかなと思えます。そうすれば、余り餌場に寄ってこないわけですので、自然に散らばるのかわかりませんが、一つの方法としても、野良猫、あるいは地域猫に餌をやらないということが一番大事じゃないかと思えます。それをガイドラインに

入れられなかったのかな。そこら辺はどうですか。

○環境課長（上口敬子）私たちは、この協議の中で餌やりがという言葉をよく使うんですけども、単純に猫がかわいいから、かわいそうだからといって、餌だけをやって、ふん尿の始末をしない、繁殖制限をされない、そういう方は責任を持った猫の飼養という形になりませんので、そういった行為は謹んでくださいということをガイドラインの中には書いております。

地域猫というのが、先ほど説明しましたように、一代限りの猫ですので、動物愛護法の中で猫は愛護される動物となっておりますので、一旦、餌をやり始めたからには、その方が飼い主となって飼い猫とされるか、あるいは地域の協力を得られて、地域の中でしっかりと繁殖制限を行いながら、適正な飼養を行うということ、このガイドラインでわかるように説明をしながらも、わかりやすい概要版というか、チラシもつくりながら周知していきたいというふうに考えております。

○委員（新原春二）ガイドラインにのっとっていなくなるように、ぜひしていただきたいのがまず一番のお願いであります。罰則規定もあるように書いてありますが、ガイドラインにはないわけですけども、動物愛護のほうで罰則規定があるんだろーと思えますけど、そこら辺の行使でありますとか、それから補助金も不妊、去勢の補助金を出されるということではあります。そういう具体的なスケジュールとか、そういうものはどうなっていますか。

○環境課長（上口敬子）現在、助成制度については、詳細な設計を行っております。先ほど申しました野良猫対策協議会の中で、実際に原則、薩摩川内市の獣医師会の協力を得ながら、実施していただくことにしておりますので、施術費用が実際どれぐらいかかるのか、それから、負担をどれぐらいしたらいいのかというのも、協議会の中で、今、具体的な数字を固めているところでございます。

今後、パブリックコメントを1月末まで行いますので、そういった意見も踏まえて、年度末までには詳細な制度設計を行って、3月の委員会では概要がお知らせできるようにしたいと考えております。実施は来年の4月から実施できたらいいなというふうに、スケジュール的には考えていると

ころです。

○委員（新原春二）ぜひ、そうした意味で、制度設計をしていただいて、具体的に市民がどう動けばいいのかということも含めてお知らせいただければありがたい。よろしくをお願いします。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

○議員（井上勝博）ガイドラインというのは、規制というのは特はないというふうに聞いているんですが、実際、そういうトラブルがあったときに、行政職員が、例えば介入とか、飼い主に対して注意するとか、そういう言葉もあり得るんですか。どういう規制というか、ガイドラインを示すだけじゃなくて、実際、実効性があるものにするためには、どういうことをするというんですか。

○環境課長（上口敬子）現在、猫に関する指導としましては、県の保健所のほうの業務になりまして、川薩保健所のほうに照会をかけましたところ、平成30年度中、4月から11月までで、猫に関する相談、苦情は120件あったそうです。その中で、具体的に適正でない飼養の状況とかいうものについては、保健所のほうが主になって行っております。市町村業務としては、先ほどもありましたように、意識啓発のほうを行っているところなんです。

地域猫に関しましては、今後、この活動を進めていく上で、市もともに協働しながら、地域猫活動がスムーズに進むように協力をしていく立場でおります。

○議員（持原 秀行）分別の仕方について教えてほしいんですが、プラスチックごみとか、いろんな陶器類とか、そういうのは、危険物とか分別してするんですが、今、マンションとか、アパートとか、そこのベランダで野菜をつくったり、花をつくったりして、利用されている方が、土の入れかえをしないといけないということで、この土の処分はどのような分別をしたらいいんだろうかと聞かれたんですが、土の回収ってないですよね。そこあたりはどうしたらいいんですか。

○主幹兼廃棄物対策グループ長（高山 和人）マンション等でそういうものをつくられて、プラ

ンターなんかのごみなんですけど、実際、クリーンセンターのほうでは受け入れができませんので、民間の事業者さんとかを紹介しているところです。

ただ、今回、ちょっと御相談したところが、造園をされている業者さんが、例えばマンションあたりで、少量であれば、きちんと根っことか葉っぱとかを取り除いて、土のみ相談いただければ受け入れてくれますよというところがありましたので、そういうところを御紹介しているところがあります。

○議員（持原 秀行）田舎は畑のところで乾燥させたりして、すき込んだりとかっていうのができるんですが、なかなかそういうところがない人は、どうしたらいいかということで、非常に困っておられるということです。そういう中で、広報みたいなので、相談があったらここに持っていってくださいっていうのじゃなくて、きちっと受け入れ先とか、そういうのを啓発していただくというふうにはいかないんですか。

○環境課長（上口敬子）今後、そういったことにつきましても、検討はしてまいりたいと思います。ごみは排出者の責任になりますので、実際にさまざまなごみが生活の中では発生すると思いますので、具体的に困られたときには、まず、環境課にお気軽に御相談いただくのが一番かと思います。今後のそういった啓発広報については、どういった手法があるのかというのは研究してまいりたいと思います。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、環境課及び川内クリーンセンターの審査を終わります。

ここで、休憩します。再開は、おおむね13時とします。

~~~~~

午前11時59分休憩

~~~~~

午後 1時 開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、冒頭、市民福祉部長から。



○市民福祉部長（上大迫 修） 済みません。午前中の審議で、環境課・川内クリーンセンターを終えていただいたんですが、最後に川内クリーンセンターのほうから申し上げないといけない点がありましたので、私のほうでかわって説明させていただきますと思います。

内容につきましては、年末のごみの搬出受け入れに関します記事を12月10日号の広報紙のほうに掲載したんですが、その中で、掲載前に川内クリーンセンターほうで、1月5日の業務をどうするのかということで検討している中で、最終的に1月5日土曜日なんですが、受け入れられるのではないかと考えていたものを、受け入れられないという形で事業分を整理したんですが、広報紙には、通常業務という記載という形になっているものですから、これについて今からの対応としまして、17日、24日の週の防災行政無線（屋内放送）、夕方の放送の中で、ごみを早く出してくださいと、1月5日は通常業務ではなくて、1月4日まで、その開いている間に出してくださいということで、訂正といいますか、川内クリーンセンターの運用日について、適切な放送でフォローをしてみたいと思いますので、状況的にその委員会の皆様のほうにお伝えしておこうというふうに思っております。御理解と御協力のほうをお願いいたします。

△市民課の審査

○委員長（中島由美子） それでは、市民課の審査に入ります。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（瀬戸口良一） 予算に関する説明書（第3回補正）の32ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、市民課分は、説明欄の二つ目の事項、市民政策調整費では、10月人事異動に伴う給与費の補正のほか、子育て支援や定住など、市が抱える重要施策の検討及び立案・企画に必要な基礎情報として、転入・転

居・転出の人口動態状況の把握をするため、今回、市民アンケートの調査を実施しようとするものです。

次に、36ページをお開きください。

同款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、戸籍住民基本台帳費では、10月人事異動に伴う給与費の補正のほか、国庫補助で実施する戸籍のマイナンバー対応のための文字の抽出作業、及び繁忙期対策のシステム入力要員の増員に係る経費をお願いするものです。

次の事項、個人番号事業費では、時間外手当の実績見込みによる減額等、マイナンバーカード発行等に従事する臨時職員の賃金単価改正に伴う増額をお願いするものであります。

次に、歳入です。21ページをお開きください。

15款2項1目1節総務費補助金のうち、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、歳出で説明いたしました戸籍のマイナンバー対応の文字抽出作業に伴うものです。

同目17節個人番号カード交付事業費補助金は、歳出で説明しましたマイナンバーカード発行等に係る臨時職員の賃金単価改正に伴う事務費補助金であります。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） 次に、審査を一時中止しておりました議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民課長（瀬戸口良一） 予算に関する説明書（第4回補正）の14ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち、市民課分は、説明欄の二つ目の事項、市民政策調整費では、人事院勧告に伴う給与費の補正が主なものです。

次に、16ページをお開きください。

同款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、戸籍住民基本台帳費では、人事院勧告に伴う給与費の補正が主なものです。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、市民課の審査を終わります。

---

#### △市民健康課の審査

○委員長（中島由美子）次は、市民健康課の審査に入ります。

---

#### △議案第131号 財産の取得について

○委員長（中島由美子）まず、議案第131号財産の取得についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）議案つづり（その1）の131—1ページをお開きください。

薩摩川内市里診療所に係る医療機器整備のため、財産の取得をするものです。財産の名前は、マルチスライスCT装置一式、取得価格は2,678万4,000円です。

離島地域医療機器につきましては、鹿児島県特定離島ふるさとおこし推進事業補助金等により年次的に整備を行ってきていますが、今回は、平成

21年度に里診療所に購入したマルチスライスCT装置が、耐用年数6年を超えたことにより更新するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（福元光一）この装置は、何をやる装置ですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）CT装置で体をスライスして、その臓器のスライスの映像を輪切りにしまして、その映像を見て診断を補助するものです。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑ありませんか。

○議員（落口久光）このCT、メンテナンス契約とか、何かそういうのってされているのですか。

○市民健康課長（檜垣淳子）しております。

○議員（落口久光）年間なのか、保証期間内5年なら5年とか、そういうくりなのか。そこだけを。

○市民健康課長（檜垣淳子）3年は無料でメンテナンスをしていただいて、あと1年、メンテナンスの契約をしております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次は、審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）予算に関する説明書（第3回補正）の44ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、事項、保健衛生一般管理費の減額は、平成30年10月の人事異動に伴う給与の減額補正であります。

同じく事項、地域医療対策費の減額は、後ほど御説明いたしますが、平成30年度の人事異動に伴い、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の歳出が減額となったことに伴う減額補正であります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第147号 平成30年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第147号平成30年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）予算に関する説明書（第3回補正）の176ページをお開きください。

歳出から説明いたします。1款1項1目一般管理費の減額は、平成30年度の人事異動に伴う給与の減額補正であります。

続きまして、歳入補正予算について説明いたしますので、175ページをお開きください。

7款1項1目一般会計繰入金の減額は、今ほど説明いたしました歳出に係る一般会計からの繰入金を減額補正するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次は、審査を一時中止しておりました議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）予算に関する説明書（第4回補正）の24ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費、事項、保健衛生一般管理費の増額は、人事院勧告に伴う職員給与費の増額補正であります。

同じく事項、地域医療対策費の増額は、後ほど御説明いたしますが、人事院勧告に伴い、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計の歳出が増額になったことに伴う増額補正であります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第159号 平成30年度薩摩川内

市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計  
補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第159号平成30年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○市民健康課長（檜垣淳子）歳出から御説明いたしますので、予算に関する説明書（第4回補正）の118ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の増額は、人事院勧告に伴う職員給与費の増額補正であります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、117ページをごらんください。

7款1項1目一般会計繰入金の増額は、今ほど説明いたしました歳出に係る一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（森満 晃）風疹接種について国からの成人男性にということで、ちょうど我々の年代で

すけど、39歳から56歳までですかね。この件についての取り組みというか、制度の内容と、あと本市の対象人数がわかれば、教えてください。

○主幹兼予防グループ長（山下真司）それにつきましては、現在、県のほうから来週説明を受けまして、再来週に市のほうにというか、県内の自治体のほうに詳しい説明があるということになっております。

○市民健康課長（檜垣淳子）対象者は、大体9,000人ぐらいではないかというふうに見込んでおります。

○委員（森満 晃）対象者には、個人通知みたいな形で連絡は来るんですかね。

○市民健康課長（檜垣淳子）まだ説明等もありませんので、通知をするかどうかというところまで、今後検討していきたいと思っております。

○委員（福元光一）部長にお聞きいたします。きのう、総務文教委員会の甌はひとつ推進室のときにもちょっと質問したんですけど、上甌地域に透析の医療整備がしていないと。これは前の市民福祉部長にも言うと思ったんですけど、甌はひとつ推進室、またこうして市民健康課が一生懸命市民のために、知恵を絞って健全な生活を送れるようにやっておられるんですけど、その甌地域に透析がないと、市外に、県外に出ている上甌地域の人たちが、お盆、お正月、そして親が亡くなったとき、また兄弟、親類が亡くなったときに帰れないんですよ。

透析は2日に一遍するわけですけど、そこを前から言うておられるんですけど、なぜできないの前に、部長はどう思われますか。

○市民福祉部長（上大迫 修）委員からの御質問なんですが、今、透析については、下甌手打のほうに患者さんが3人ほどおられるんですが、そのため下甌については、過去から透析の対応ができております。

一方、上甌のほうについては、患者さん等が、今現在のところおられないということもあって、帰省されたときに透析する場所があったり、何かのときにそういうのも必要だということも御要望をいただいているんですが、現状下においては、その透析はないということでございます。

今現在、既に御承知のとおり、甌はひとつの中では、上・中島の部分、それと下甌の部分など、

支所、診療所の一体化の検討をしているわけですが、今後、上甌のほうで、甌の診療所の集約対応等について議論していく中で、将来的にその透析のほうの対応が必要ということになれば、そういった部屋のスペースでありますとか、看護師等についても特殊な研修を受けないといけませんので、そういった対応等が整えば、その上甌のほうにも透析対応というような環境を整えていきたいというふうに考えてございます。

それを具体的に進めるまでの部分については多少時間がありますが、現状下では、上甌にその患者さんがおられないということで、おられた場合でも、今は本土のほうに出ておられるというようなところもありますので、状況等を見守りながら、議論については急ぐ必要があるという判断をもって作業をしていきたいというふうに考えております。

今後の検討において必要というふうに判断となれば、そういう環境を新たなその上甌の体制の中で設けていきたいというふうに考えております。

○委員（福元光一）そういう設備が必要ということになればじゃなくて、市民は困っているわけですよ。今、私が聞いたのは、ないのは、ない地域なんだから、部長はどう考えておられますかということ。下甌にはあるとか、そういうのは私も知っております。下甌にはあるんです。そして、そういう声が上がってきたらとか、そういうときになったらという。そういうときがなかったら、今生活している市民はどうなるんですかね。それで、そういうことを角度的に考えて部長はどう思われますか。まずそれです。

○市民福祉部長（上大迫 修）実際にその環境を上甌で今の段階で整えるというのは難しい状況ではありますので、今後、診療所の再編等の中で対応していけるように議論を進めていきたいというふうに思っております。

○委員（福元光一）なぜ難しいんですかね。市民は困っているんですよ。それでなぜ難しいか、そのところをお願いします。

○市民福祉部長（上大迫 修）透析患者等を受け入れてする場合には、やはり血液をろ過するための装置も必要でありますし、それには、熟練じゃないですけど、看護師等の研修も必要です。現状の医師と看護師の体制で、看護師とそういう研

修に出したり、また、今の施設のスペースの中でそういうふうな環境を整えるということが難しい状況なので、今の時点では難しいですが、再編等の中でやっていく中でその整理はしていきたいというふうに考えております。

○委員（福元光一）最初に言いましたように、もう前の部長の時代から言うているんですよ。それ引き継ぎがあったのか。そして、またそのときに言うているんだから、検討されたのか。検討しても難しいということになれば、その地域の人たちはもう切り捨て状態になるような感じでしょう。そしたら、帰ってこれない人はどうすればいいんですかね。

○市民福祉部長（上大迫 修）引き継ぎを受けたかどうかということについては、具体的にこういう案件があるので検討をすることになっていきますよという形ではありませんが、地域のここで透析患者の対応がとれないのかという声は、直接聞いておりますので、また医師のほうからもそういうことにできないのかということについては要請も受けておりますが、さっき言いました、スペースや、医師、看護師の体制等があるので、現状としてはまだできていないというふうに説明するしかないというふうに考えて。

○委員（福元光一）その医師とか看護師とか、そういうのが整っていないからということは、整えさすればいいわけですよ。整えるためには、いろんなハードルがたくさんあると思います。それを一つ一つクリアしていかないと、そのクリアするのに誰がするんですかね。どうぞ。

○市民福祉部長（上大迫 修）クリアすることのハードルは高いというふうに委員も今発言なされましたけど、私どももそういうふうに思っております。現在、医師の確保、その研修も含めて、そういった環境が整えられておりませんので、要するに看護師等を出せたり、医師の熟練を上げたりとかいった部分の対応ができる環境にない部分については、今後、複数体制で拠点を持った医療体制を確保する中で、それができれば、医師においても、看護師においてもそういう研修もできますし、そういう場、スペースのほうも確保できますので、そういうふうなことを今からやっていると。現状的に言えば、甌の一体化の中で、そういう必要な医療科目について、可能なものについて

は実施していく形の考え方で、今議論をしているということでございます。

○委員（福元光一）今議論をしているということなんですが、何名のプロジェクトで議論をしているんですか。

○市民福祉部長（上大迫 修）プロジェクトは組織しておりません。基本的には、甌一体化の中で、支所は支所、支所なら支所という検討をする関係課、もしくは診療所としたら市民健康課のほうで、診療所の医師や看護師、事務長を含めて再編のあり方もしていますし、その中で体制でありますとか、設備等についての議論をしているということでございます。

これからまとまってくる方針については、病床を持った上甌診療所を地域医療の核としてやっていきますよといった提言等をいただいておりますので、その中で、どの場所に、どのような体制でどんな医療を提供するのかということが、これから詰まっていくということでございます。基本的には、本年度中という形の方針を持っておりますけれども、具体的にその診療所のほうを改修をかけるにしても、機器を入れるにしても相当な金額等がありますので、そういった財源的なことも含めて、4月以降については議論していくという形に考えているところです。

○委員（福元光一）檜垣課長にお願いします。いつから議論に入ったのか。どういう今経過なのか。また今後、めどとして、1年後にはどういう過程になる、また最終的には2年後、3年後、5年後にできるという、できるんじゃないかということを書類をつくって後でください。そして、委員の人たちも欲しいといわれる方には、それもあげてください。よろしく申し上げます。

○市民福祉部長（上大迫 修）今の一体化の検討の中に含まれていますよと答弁させていただきましたし、今やっているんですけど、今現在、その内部の関係課におきまして全体の議論をしておりますので、その部分がどういった形で、どういった内容になるかということについての資料の提出のほうは、現時点では差し控えさせていただきまして、全体の話のほうも一体的に説明する中で、福元委員の言われました透析の科目設置については、住民の求めるものであるもので、それを入れていくというスタンスで作業しているということに

ついて、御理解を賜りたいというふうに思います。

○委員（福元光一）水面下で今協議をしている、いろいろ進めているから公表できないと、書類としては出せられないというんだったら、今、公表できる分だけでも出してもらいたい。そうでないと、先ほども言いましたように、前の部長にもお願いしたんですよ。そしたらまず返ってくるのが、透析の設備はすごく高いと。そしてまた、もちろん私も知っていますが、透析をするということはもうすごくお金がかかる問題なんですけど、きのうの甌はひとつ推進室でも、藺牟田瀬戸架橋がかかれば下甌まで行ってということでしたけど、しけておるときには渡れないわけですよ。そういうことも考えて、やはり上甌には、そういう設備が必要だと思いますので、公表できる部分だけでも、全然ゼロということは私はいけないと思う。

というのが、前、市民健康課じゃなくて、保育園の保育料の問題だったと思いますけど、質問をしたときは、そういうことは今計画はしておりません。だけど、そのときには水面下では動いとったんですよ。それで次の3カ月後には、ぼっと出てくるんです。はい、できます。次に質問をした人は、はい、そのようにしますと、こういうことも私も経験しておりますので、やはりそれでは、同時に議員に公表するんだったら話もわかりますけど、前に質問をした人には、そういうことはできません。3カ月後にまた本会議があったときに、それはできますよと言ったって、その3カ月後に質問をした人が、やはり私が質問をしたから部長はこういうことを言ってもらったということになりますから、やはり徐々に公表できるところは徐々に公表してもらわないと、水面下だったら、水面下だから今はちょっと協議中だからできないということは、議会と行政が一体になっていないんじゃないか。

今、議長も出席しておられますけど、議会と行政は両輪ですからね、そこを基本をしっかりと考えてもらわないと、都合のいいときだけ両輪で、都合の悪いときは片輪で走ると、それは小学生が一輪車で遊ぶのと一緒ですからね、それはいけないと思いますけど。私が今言ったことに部長はどう思われますか。

○市民福祉部長（上大迫 修）後段の部分ということによろしいんですね。

[「全体を考えて」と呼ぶ者あり]

○市民福祉部長（上大迫 修）まず最初に、詳細については、今検討中でありますので差し控えさせていただきたいと申しあげました部分で言えば、甌はひとつの中で、議員が言われた透析の科目の新設についても、地域住民の方々が注視する案件でありますので、方針がきちっと定まった中で、その定まった内容の中で透析等についても考えているのか、やっていくのかということに住民の方々から問われること等もあります。応えていかないといけないことがありますので、その時点までお待ちいただけませんかということですので、説明する内容については、甌はひとつ推進室も申しあげましたとおり、全体の議論の中でこういうことをやっていますということについては、向こうのほうとも話をした上で、資料としては出せるものは出していききたいというふうに思います。

2点目のその保育料に関して、3カ月ほど前に回答した内容と数カ月後に回答した内容に、間であれば、水面下で進捗があつてきちとした対応になっていないんじゃないかと。その議会には物も申さずに、その後で後追いで、片輪だけでというか、当局だけでやっているのではないかとあるんですが、一つ一つ議員の皆様方から御指摘を受けて私どもが議論するときには、やはり表裏じゃないですけど、やるのか、やらないのか、やったときにどうなるのか、やらなかったときにどうなるのか、両方で議論をした中で、お答えできるその時点、3カ月前にはできないと申しあげましたが、やはり懸案となっていることや、その政策的な課題の大きさ等を考えたときに、3カ月後実施することになりましたというのが実態であるというふうに思います。

今後、私たちのほうが、いろんなことで政策の回答をしていく上で、こういった課題も抱えつつ、現段階で言えることはこうですよということをきちっとお伝えしていくことが、今議員の言われたことに真摯に対応していけることではないのかなというふうに私は理解しているところです。

○委員（福元光一）公表できるものを、今水面下で協議をしている、そういうことではなくて、公表できるもの、いつからそういう話し合いをしたとか、そういうことはできますよね。いつから。そして、今現在どこまでというふうな最低限公表

できるものを、檜垣課長をお願いします。

○市民福祉部長（上大迫 修）私が答えると質問のあれとは違うかもしれませんが、いつから、甌の一体化の中で、診療所も含めた診療所の中で言うと、場所や体制や診療科目等についての議論をしているのかということについては、お答えできると思います。

このお答えする形については、甌はひとつ推進室のほうと話をして、全体の議論の進め方としてお答えさせていただけるように、配慮してみたい、対応してみたいというふうに思います。

○委員（福元光一）第一歩がないと進まないんですよ。もう一回言いますが、前の部長のときはそういうことを言うたんですよ。言うたんだけど第一歩がなかったんですよ。第一歩があつたら、もう今ごろは、もう半分ぐらいい進んでいると思います。その透析の問題は。だから第一歩がないといかんから、いつから話し合いをしていると。それを公表できたら、1年たつても、2年たつても、もうそれが進まないということは、それなりの協議なんだなと思われるから、やっぱりしっかりと協議をして前進していただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

○議員（持原秀行）1点だけ教えてください。

手打診療所の医師住宅であった瀬戸上先生が住んでおられたところ、私はもう当然、後から来られた医師が入って住んでおられると思っていたんですが、この医師住宅の現在の管理状況とか、これは財産活用推進課なんですかね。その管理状況と、どういったような現状なのかというのを教えてください。

○市民健康課長（檜垣淳子）医師住宅と、あと医療従事者住宅というのが手打にありまして、今の先生は医療従事者住宅のほうに、最初は瀬戸上先生がいらっしゃったものですから、そちらのほうに住んでいただいて、そのままこちらのほうでいいということだったので、そちらのほうに住んでいただいております。

今、あいている住宅というのは、鹿児島大学生

が実習に来たりとかしますので、そのときに使っていたらというものが現状であります。医師住宅なので、所管は市民健康課になります。

**○議員（持原秀行）** そういう鹿児島大学から来られた方が、頻度的な問題もあるんですが、やはり大きな住宅ですよ。その中で、庭木とかが当然あるわけで、そこの中で締め切ったままの状況であれば、あれだけ合併のときに、何千万円もかけてつくった住宅じゃないですか。それをだんだん老朽化していく中で、きちっとメンテナンスをしないといけないと、もう本当朽ちていくというふうな状況なんですが、そのメンテナンスなんかの計画は、どういったようにされるんですか。

**○市民健康課長（檜垣淳子）** 雨漏りがあったりとか修繕が必要な場合には、修繕をしっかりしておりますし、後は、こちらのほうではなかなか見に行けないという部分がありますので、事務長が見て管理をしたりとかはしております。

それから、この住宅も、今後、先ほど部長も言いましたけれども、今、再編の計画の話し合いをしておりますので、その中では活用していかないといなくなるのではないかと考えておりますので、メンテナンスのほうを今後はしていきたいと思えます。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 以上で、市民健康課の審査を終わります。

---

△保険年金課の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、保険年金課の審査に入ります。

---

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（中島由美子）** まず、審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○保険年金課長（西田光寛）** それでは、予算に関する説明書（第3回補正）の40ページのほうをお開きください。

3款1項4目国民年金事務費の増額補正につきましては、10月の人事異動に伴う人件費の補正

と年金の産前産後期間の保育料免除制度が、平成31年4月から施行されるため、システム改修委託費として増額補正をしております。

次の44ページ、4款1項5目国民健康保険対策費の減額補正につきましては、財政安定化支援事業算定額が確定したため減額するものと、台風24号で破損した国保税の納入推進看板撤去に係る工事請負費を増額しております。

次の同款同項7目後期高齢者医療対策費の増額補正につきましては、長寿健診事業の事業見込みによる増額と、平成29年度後期高齢者医療広域連合市町村療養給付費負担金確定に伴う負担増分でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、22ページをお開きください。

15款3項2目民生費委託金の国民年金事務費交付金の増額補正でございますが、先ほど、説明いたしましたシステム改修委託事業分の増額分の交付金増分でございます。

**○委員長（中島由美子）** ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第146号 平成30年度薩摩川内

市国民健康保険事業特別会計補正予算

**○委員長（中島由美子）** 次に、議案第146号平成30年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○保険年金課長（西田光寛）** 予算書の155ページからになりますが、まず歳出について説明いたしますので、164ページをお開きください。

1款2項3目賦課徴収費につきましては、事業実績見込みにより減額するものでございます。

次の165ページ、2款1項1目一般被保険者療養給付費、及び次の166ページ、2款2項1目一般被保険者高額療養費、次の2款2項2目



退職被保険者等高額療養費につきましては、本年度の医療費の給付見込みにより増額するものでございます。

次の167ページ、3款1項1目一般被保険者医療給付費分については、財政安定化支援事業確定により財源調整を行いました。

次の168ページ、11款1項3目償還金につきましては、平成29年度療養給付費等負担金精算返納金確定に伴う増額と、療養給付費交付金精算返納金が確定し、当初予算で予算措置していた分が不用となったため、相殺し、合計で1億4,798万1,000円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

161ページからでございますが、まず初めに国民健康保険税関係につきまして、税務課のほうの説明をいたします。

#### ○税務課長（道場益男）

161ページをお願いします。

1款1項国民健康保険税でございます。1目一般被保険者国民健康保険税におきましては、現年課税分について、世帯数、被保険者数の減少等によります実績見込みに基づき減額を行うものでございます。

また、2目退職被保険者等国民健康保険税におきましても、現年課税分について実績見込みによる減額を行うものでございます。

#### ○保険年金課長（西田光寛）

続きまして、162ページをお願いいたします。

9款1項1目一般会計繰入金の減額につきましては、財政安定化支援事業繰入金について、平成30年度分の算定額決定通知に伴い減額するものでございます。

続きまして、163ページ、10款1項1目療養給付費交付金繰越金の減額につきましては、平成29年度精算金が追加交付となり不用となったため減額するもの、次の2目、その他繰越金の増額につきましては、平成29年度決算の繰越金の確定に伴い増額するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第149号 平成30年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第149号平成30年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）歳出について御説明いたしますので、209ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金の確定額を財源調整し、増額補正するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

207ページをお開きください。

1款1項1目特別徴収保険料及び同項2目普通徴収保険料につきましては、平成30年度当初賦課時に、滞納繰越金は、前年度収納見込み額にそれぞれ補正するものでございます。

5款1項1目繰越金につきましては、平成29年度決算に伴う繰越金の確定額を補正するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。  
これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次は、審査を一時中止しておりました議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）予算に関する説明書（第4回補正）の20ページをお開きください。

3款1項4目国民年金費、及び24ページの4款1項5目国民健康保険対策費の増額補正につきましては、給与改定に伴う増額補正をするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○委員外議員（井上勝博）来年度の国保税についての動向というか、その県から示されているのがあると思うんですが、それは所管事務調査でないですか。

○保険年金課長（西田光寛）今、御質問の新制度の関係で、本年度から県が事業主の主体を一部担うことになりましたので、県から納付金の算定額等が毎年示されることになっております。

この間、仮算定の説明会がございまして、本算定は、例年どおり1月中旬ごろに示されるということで伺ったところでございます。仮算定の数値としまして、薩摩川内市分で示された額が、昨年としますと、約3,000万円弱の増額の見込みで示されているところでございます。

○委員外議員（井上勝博）その3,000万円であれば、どういうふうに国保税に反映するのかわかるか。

○保険年金課長（西田光寛）3,000万円あれば、本年度の繰越金がありましたので、その分で、今のところ保険料を変更しなくても賄えるのではないかとこのように、今のところでは思っているところでございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

---

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（中島由美子）次は、障害・社会福祉課の審査に入ります。

---

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）予算に関する説明書（第3回補正）の39ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉管理運営費のうち、障害・社会福祉課分につきましては、平成30年10月の人事異動に伴う人件費の調整

でございます。

続いて、生活困窮者自立支援事業費につきましては、平成29年度実績確定によります国庫支出金の精算返納金を補正するものでございます。

次に、2目身体障害者等福祉費の一般障害者自立支援事業費につきましては、10月人事異動に伴う人件費の調整でございます。

続きまして、障害者（児）自立支援事業費につきましては、障害者自立支援給付費の平成29年度実績確定によります国庫支出金の精算返納金を補正するものでございます。

続いて、特別障害者手当等給付事業費につきましては、同じく平成29年度の実績確定に伴います精算返納金でございます。

続きまして、障害児通所支援事業費につきましては、心身障害児、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業等給付費の実績見込みに伴います増額補正分でございます。

次に、歳入でございます。予算に関する説明書（第3回補正）の20ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金のうち、障害・社会福祉課分につきましては、児童発達支援センター給付費負担金の実績見込みの補正に伴います国庫負担金の補正でございます。

続きまして、23ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金につきましては、平成30年7月の豪雨災害の復旧支援といたしまして、本市水道局が愛媛県大洲市へ給水車の派遣に要した経費の補償として、災害救助費繰替支弁金を受け入れたものでございます。これにつきましては、水道の管理課、水道事業費へ充当されております。

次に、3節児童福祉費負担金につきましては、児童発達支援センター給付費負担金の実績見込みの補正に伴います県負担金の増額補正でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）予算に関する説明書（第4回補正）の20ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉費総務費の社会福祉管理運営費、及び2目身体障害者等福祉費の一般障害者自立支援事業費につきましては、人事院勧告に伴います給与費の補正でございます。

歳入はございません。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

△高齢・介護福祉課の審査

○委員長（中島由美子）次は、高齢・介護福祉課の審査に入ります。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内  
市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）それでは、予算に関する説明書（第3回補正）の41ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費については、人事異動に伴う給与費等の補正になり、下段の同項3目介護保険対策費につきましても、人事異動に伴う給与費等の補正、及び介護保険事業特別会計の補正に伴う市負担分の繰出金の増額になります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第148号 平成30年度薩摩川内  
市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第148号平成30年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）まずは、歳出から説明をさせていただきますので、予算に関する説明書（第3回補正）の193ページをお開きください。

1款1項1目居宅介護サービス費、及び同項2目施設介護サービス費の増額は、それぞれ備考欄に記載の事業に係る実績見込みに基づく補正になります。

次に、194ページをごらんください。

1款6項1目介護予防サービス費の増額も、備考欄に記載のとおり、要支援1・2の認定者に係る介護予防サービス給付費等の実績見込みに基づく補正になります。

次に、195ページをお開きください。

1款7項3目高額医療合算介護サービス等費の増額も、実績見込みに基づく補正になります。

次に、196ページをごらんください。

3款3項2目介護予防ケアマネジメント事業費の減額は、総合事業のケアプランに係る経費で、実績見込みに基づくものであり、下段の同項3目高額介護予防サービス費相当事業費の増額は、総合事業において利用者負担が月額上限額を超えた場合の軽減措置ですが、こちらも実績見込みに基づくものであります。

次に、197ページをお開きください。

3款4項1目一般介護予防事業費については、人事異動に伴う給与費等の減額のほか、報償費については、元気度アップ転換利用の実績見込みによる増額及び委託料については、介護予防総合通所型事業、通称ミニデイの実績に基づく減額補正を行っております。

次に、198ページをごらんください。

6款1項2目償還金については、平成29年度分の介護給付費確定に伴う国庫支出金等の精算返納金になります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、185ページをお開きください。

4款1項1目介護給付費負担金は、歳出、保険給付費等の増額補正に伴う国負担20%分の増額補正です。

次に、186ページをごらんください。

4款2項1目調整交付金は、歳出、保険給付費等の増額補正に伴う国負担5%分で、下段4目地域支援事業交付金は、歳出、地域支援事業費の減額補正に伴う国負担25%分の減額になります。

次に、187ページをお開きください。

5款1項1目介護給付費交付金及び2目地域支援事業支援交付金についても、先ほど同様、歳出補正に対応した40歳から65歳未満の第2号被保険者負担27%分の補正になります。

次に、188ページをごらんください。

6款1項1目介護給付費負担金については、歳出、保険給付費等の増額補正に伴う県負担12.5%分の増額補正です。

次に、189ページをお開きください。

6款3項1目地域支援事業交付金については、歳出、地域支援事業費の減額補正に伴う県負担12.5%分の減額になります。

次に、190ページをお開きください。

9款1項1目一般会計繰入金も、介護給付費及び地域支援事業費の歳出補正に対応した市負担12.5%分の補正になります。

次に、191ページをお開きください。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、歳出補正及び前年度繰越金の確定に伴い補正を行うものです。

次に、192ページをごらんください。

10款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金が確定したため増額するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次は、審査を一時中止しておりました議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）予算に関する説明書（第4回補正）の21ページをお開きください。

3款2項1目老人福祉総務費については給与改定に係る補正になり、下段の同項3目介護保険対策費についても同様の給与改定に係る補正、及び繰入金についてもこの後説明します介護保険事業

特別会計における給与改定に伴う市の法定負担分を補正するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第160号 平成30年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第160号平成30年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星）予算に関する説明書（第4回補正）の132ページをお開きください。

3款2項5目任意事業については、介護給付費適正化事業に係る職員分の給与改定に伴う補正になります。

次に、133ページをお開きください。

3款4項1目一般介護予防事業費については、介護予防事業に係る職員分の給与改定に伴う補正になります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、127ページをお開きください。

4款2項4目地域支援事業交付金から、131ページの介護給付費準備基金繰入金まで、歳出で説明しました給与改定に係る補正に伴う国県等の負担割合に応じた補正額を計上しております。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

せんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○高齢・介護福祉課長（遠矢一星） それでは、生活福祉委員会資料の3ページをお開きください。

今回は、鹿屋市の有料老人ホームにおける事案もありましたので、介護保険施設以外の各種老人ホームの設置概要について御説明いたします。

表の左側から順に説明しますが、まずは、養護老人ホームで、既に民間譲渡した和光園などになります。基本的性格に記載のとおり、環境的、経済的に困窮した高齢者の施設で、対象者は65歳以上で養護を受けることが困難な方になり、許認可は、市町村は鹿児島県への届け出、社会福祉法人は県の認可になります。また、専門職種及び職員の配置基準も職種ごとに決められており、本市内には3施設ございます。

次に、軽費老人ホームですが、基本的性格は、低所得者のための住居であり、対象者は、身体機能の低下等により自立生活に不安があり、家族による援助が困難な60歳以上の方で、許認可は、市町村や社会福祉法人の場合は、県への届け出、他の法人は県の許可が必要となります。専門職種及び職員の配置基準も、施設の規模、定員によって職種ごとに決められており、市内では2施設ございます。

次に、有料老人ホームですが、これが鹿屋市の事案と同型の施設です。基本的性格は、高齢者のための住居で、定義に記載した①入浴、排せつ又は食事の介護、②食事の提供、③洗たく、掃除等の家事提供、④健康管理の提供など、いずれかのサービスを提供する施設になります。

設置主体に制限はなく、許認可等は、県への届け出制になっており、職員配置に関しては、入居者の数及びサービス内容に応じた職種や職員を配置することになっており、入居施設の直接所有する職員も、サービス提供に支障のない職員体制とする。夜間等に関しても入居者の実態に応じ、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置することになっており、さきに説明しました養護老人ホームや軽費老人ホームのように、入居人員や規模による職員数までは規定されていないことから、資料の中の人員規定には、なしと記載したところです。なお、同型の施設は、市内には11施設ございます。

次に、生活支援ハウスですが、基本的性格としては、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設で、対象者に記載のとおり、自立した生活は可能であるが、独立した生活等に不安のある65歳以上の方を対象としております。設置主体は自治体で、職員配置等も施設規模等によって規定しており、市内には3施設ございます。

次に、サービス付き高齢者向け住宅は、国土交通省と厚生労働省の共管制度になっており、基本的性格は高齢者のための住居で、バリアフリー構造の住宅に、昼間は看護師や社会福祉士など、状況把握や生活相談等が行える有資格者を配置する施設になります。対象者は、60歳以上の方もしくは60歳未満の方でも要介護認定を受けていれば対象となりますが、一般的には比較のお元氣な方が、見守り・相談サービスを受けながら生活される住宅になります。許認可は県への登録制で、職員配置等に関しても、おおむね9時から17時まで有資格者1名が常駐することになっており、市内には7施設ございます。なお、有料老人ホームと同様のサービスを提供することも可能で、提供する場合は有料老人ホームの定義に該当しますが、サービス付き高齢者向け住宅で登録した場合、有料老人ホームとしての届け出義務は対象外となっているようです。

また、資料には記載しておりませんが、サービス付き高齢者向け住宅と同様のサービスを提供している公営住宅もございます。高齢者住宅等安心確保事業——シルバーハウジング事業として、ハイタウン平佐に市営20戸、県営9戸の計29戸、入来のグリーンビレッジ入来に市営6戸、県営

4戸の計10戸は、昼間は生活相談員を配置し、夜間は通報により生活援助員を派遣する事業を実施しております。

最後に、表の中段あたりに利用できる介護保険とありますが、どの形態の施設でも、通所や外部からのヘルパーなど、介護サービスを受けることは可能になります。

以上で、説明を終わりますが、それぞれ個別の施設については、毎年お配りしてあるこの「高齢者福祉のしおり」、こちらのほうに施設一覧を掲載してありますので、また御参照いただければと思っております。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課の審査を終わります。

---

△保護課の審査

○委員長（中島由美子）次は、保護課の審査に入ります。

---

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）予算に関する説明書（第3回補正）の43ページをお開きください。

歳出について、説明を申し上げます。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきまして、増額補正を行うものであります。

補正の内訳としまして、職員手当等、共済費につきましては、10月の人事異動等に伴う補正であり、国庫支出金等精算返納金は、生活保護費等国庫負担金の確定に伴い、平成29年度中に多く受け入れた国庫負担金を返納するために増額補正

するものであります。

2目扶助費、事項、生活保護費につきましては、歳入のところで説明いたしますが、生活保護費返納金が生じたことによる財源調整であります。

続きまして、歳入について説明いたします。

20ページをお開きください。

15款1項1目民生費負担金、4節生活保護費負担金につきまして増額補正を行うものであります。

内訳としまして、平成29年度の生活保護費国庫負担金の確定に伴い、メニュー事業の一つであります被保護者就労支援事業が精算不足であったことから、国庫負担金が追加交付されることになりましたので、増額補正するものであります。

続きまして、21ページをお開きください。

15款2項2目民生費補助金、4節生活保護費補助金につきまして、増額補正を行うものであります。

内訳としまして、平成31年度に予定されております元号改正及び制度改正に伴うシステム改修を行う必要があることから、業務効率化事業改修費用として補助金を受け入れるものであります。

続きまして、29ページをお開きください。

21款5項4目1節雑入、説明欄の上から4番目、生活保護返納金（滞納分）、次の生活保護返納金、次の生活保護徴収金について受け入れましたので増額補正するものであります。

生活保護返納金（滞納分）は、過年度の返納金であり、生活保護返納金は、現年度の法第63条に規定する返納金で、被保護者が保護費を受給した後、年金手当等の遡及受給や介護保険の償還金など、何らかの収入があったことにより、収入相当分を返還させるものであります。

生活保護徴収金は、現年度の法第78条に規定する徴収金であり、被保護者が就労収入などがあつたにもかかわらず、未申告又は虚偽の申告をするなど、不実の申請、その他不正な手段により保護費を受給したのに対し、不正受給として徴収するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第152号 平成30年度薩摩川内  
市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止  
しておりました議案第152号平成30年度薩摩  
川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）予算に関する説明書  
（第4回補正）の23ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護  
管理運営費につきまして、増額補正を行うもので  
あります。

補正の内訳としまして、給料、職員手当等、共  
済費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定  
に係る補正であります。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明  
がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。  
ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を  
行います。

当局に説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）本市の生活保護の状況  
について、報告をさせていただきます。

生活福祉委員会資料の4ページをお開きくださ  
い。

1の本市の生活保護世帯数等の（1）前年の直  
近月との比較であります。保護世帯数、保護人員、  
保護率とも減少しております。（2）は、保護の  
開始・廃止の状況ですが、前年の直近月と比較し  
まして、保護開始世帯人員は減少、保護廃止世帯  
人員は増加している状況であります。

開始の理由としては、複合的な要素もあります

が、最も多いのが預貯金の減少、次が世帯主の傷  
病、次に定年・失業と続いております。これから  
考えられるのが、主たる生計維持者の傷病、失業  
等により収入が途絶え、わずかな貯蓄を切り崩し  
た結果の生活困窮がうかがえるところであります。

廃止の理由として最も多いのが、これは高齢者  
世帯が被保護世帯の半数以上という事情もありま  
すが、死亡となっております。次の働きによる収  
入の増加は、就労支援による結果も含まれ、次の  
社会保障給付金の増加は、平成29年8月から年  
金の受給権が、300月25年から120月  
10年となったことによる影響と、障害者世帯・  
傷病者世帯等に対する障害年金受給の規制による  
ものであります。

続きまして、2の就労支援の状況ですが、前年  
の直近月と比較しまして、支援対象者数、就労開  
始者数は減少、うち保護廃止世帯数は増減なしで  
あります。生活保護法では、生活に困窮するもの  
は、その利用をしている能力を活用しなければなら  
ないとされており、就労能力はその最たるもの  
であります。このことから就労能力のあるものにつ  
きましては、今後も長期で安定した就労に向け、  
支援対象者、ケースワーカー、就労支援員、ハ  
ローワークの連携による四者面談等で就労支援を  
推進していきたいと考えております。

○委員長（中島由美子）ただいま、当局の説明  
がありましたが、これを含めて所管事務全般につ  
いて質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。  
次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。  
以上で、保護課の審査を終わります。

---

△子育て支援課の審査

○委員長（中島由美子）次は、子育て支援課の  
審査に入ります。

---

△議案第139号 平成30年度薩摩川内  
市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止してお  
りました議案第139号平成30年度薩摩川内市



一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○子育て支援課長（知識伸一）** それでは、予算に関する説明書（第3回補正）の42ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費のうち、事項、児童福祉管理運営費は、10月の人事異動に伴う職員給与等の補正が主なものでございます。

障害児保育事業補助金につきましては、対象児童の見込み数の増加によりまして、増額するものでございます。

次の3目児童館費は、工事請負費につきましては、義務教育学校東郷学園内で建設中でございます東郷第1・第2児童クラブの児童の安全対策といたしまして、児童クラブ敷地と隣接する市道の間にフェンスを設置するものでございます。

放課後児童クラブ施設整備補助金につきましては、隈之城児童クラブから3番目の第3児童クラブの開設の要望がございまして、今回計上してあります。

一方で、小学校の空き教室を利用した川内小学校児童クラブが、開設準備をずっと進めておるんですが、改修の段階で詳細調査を行ったところ、校舎の老朽化が大分進んでおりまして、改修に多額の経費が見込まれるため、地元運営委員会から開設場所の変更願が提出されたため減額するものでございます。なお、川内小学校児童クラブは、賃貸物件を借用いたしまして、来年度4月、スタートする予定でございます。

そのほか、みくに児童クラブ補助事業は、補助事業費確定に伴います事業費増と、それから不用額等の調整で、放課後児童クラブ施設整備補助金は減額をするものでございます。

次の放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金につきましては、実施箇所数の増で増額するもの、放課後児童クラブ環境改善整備推進事業補助金につきましては、隈之城第3児童クラブ開設に伴います備品等の購入に充てるものでございます。

次は、4目保育園費は、一般賃金、消耗品費につきましては、下甌保育園に関する経費でゼロ歳児受け入れに伴い増額いたすもの。補助事業扶助費につきましては、認定こども園、保育所等の運営費実績見込みにより減額いたすもの。国庫支出金等精算返納金につきましては、平成29年度実

績確定に伴いまして計上するものでございます。

5目母子福祉費は、国庫支出金等精算返納金につきまして、平成29年度実績確定に伴い計上するものでございます。

引き続き、歳入につきましては、戻っていただきまして、17ページをお開きください。

13款2項1目3節児童福祉費負担金は、実績見込みにより保育所保護者負担金を減額するもの。

次は、20ページ、15款1項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金のうち、子育て支援課分は、4,607万2,000円の減額補正で、過年度分児童手当交付金は、平成29年度実績確定により増額補正するもの。保育所運営費負担金は実績見込みにより減額するものでございます。

次は、21ページ、15款2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金のうち、子ども・子育て支援整備交付金は、みくに児童クラブ建設に充てるもの。子ども・子育て支援交付金は、放課後児童支援員等処遇改善等事業に充てるものでございます。

あけていただきまして、23ページ、16款1項1目民生費負担金、3節児童福祉費負担金のうち、子育て支援課分は2,335万2,000円の減額補正で、実績見込みにより減額するものでございます。

あけていただきまして、24ページ、2項2目民生費補助金、3節児童福祉費補助金のうち、社会福祉施設等施設整備費補助金は、みくに児童クラブ建設に充てるもの。地域子ども・子育て支援事業費補助金は、放課後児童支援員等処遇改善等事業に充てるものでございます。

**○委員長（中島由美子）** ただいま、当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（新原春二）** 児童館費の中で、放課後児童クラブ施設整備補助金、その下の放課後児童クラブ支援員等処遇改善等事業補助金、これが980万円出ていますよね。この制度の内容と内訳を説明してください。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 児童クラブの支援員さんの給料が、平成25年度の給料と比べまして相当低いものですから、国のほうが、今、その給料を上げているその支援員さんにつきましては、申請をしていただければ、その上がった分に

つきまして基準内でお金をふやす制度ができました。

それで、今回補正をするのは、その手挙げ方式になっておりまして、結局もとの給料より上がっていないければ、その補助金の対象にならないものですから、その分をその前と比べれば基準内で給料を上げられて、その分を補助するものでございます。

○委員（新原春二）制度そのものは非常にありがたいことなんですけれども、たしかその基準点が、平成25年度時に働いていないと今の働いた基準、相殺はできませんので、年数が何年あって、その手挙げ方式で一つの園で何人とか、そういう性質のものなんですか。

○子育て支援課長（知識伸一）済みません。私の説明がちょっと悪かったですけど、基本的に平成25年度をゼロにするんですけど、新しく入られた方につきましては、またそれ相応のその平成25年度当時のほかのものとは比べまして高かったら、その分に補助するというような形になっております。

[発言する者あり]

○子育て支援課長（知識伸一）済みません。資料が手元にないものですから、そういうような形で基準の金額がありまして、それより上がった分につきましては、国のほうが面倒を見ますよということで、国と県と市で3分の1ずつ補助をする制度でございます。

○委員（新原春二）児童クラブのほうが、そういうものをよく知っていて手挙げをするのと、全然知らないですのとありますので、施設の方々に丁寧に説明をしていただいて、できればそういういい方式ですので、手挙げ方式を、手が挙がるような方策をしていただきたいと要望しておきます。

○子育て支援課長（知識伸一）実は、昨年からはまりまして、昨年は少しだったんですよ。ことは、当初見込みよりずっとふえてきたものですから、また我々といえども、こういう制度がありますから積極的に活用して、少しでも賃金上がるような形で、また周知に努めていきたいと思っております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次は、審査を一時中止しておりました議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）予算に関する説明書（第4回補正）22ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費は、人事院勧告に伴います給与費等の補正でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり

可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 生活福祉委員会資料の5ページをお開きください。

市有地を活用した認定こども園の設置・運営法人の募集についての選考結果について、御説明いたします。

本市の待機児童の解消と、来年10月から実施予定の幼児教育無償化並びに増加する多様な保育ニーズへの対応を目的といたしまして、市有地を活用した認定こども園の設置・運営の法人の募集を実施いたしましたところ、4法人から応募がございました。

平成30年11月15日に外部審査委員を含めました選定委員会を開催いたしました。書類審査及び事業者のヒアリングを実施いたしました。以下の法人を優先事業者として決定いたしました。

法人名は、社会福祉法人諏訪福祉会でございます。施設名は、仮称で川内すわこども園セカンド、定員は100名程度を見込んでおります。

今後のスケジュールといたしましては、平成31年、来年の1月中旬ごろに、市有地の使用貸借契約を締結、それから2月下旬に平成31年度の一般会計普通予算を上程する予定でございます。3月上旬に国の保育所等整備交付金及び認定こども園等整備交付金の申請予定でございます。これが大体1カ月半から2カ月かかります。それで国の整備交付金の交付決定が完了次第、地元説明会をいたしまして施設整備の改修を行う予定でございます。順調にいきますと、再来年の3月中旬、施設完成を予定しておりますのでございます。

最後に、来年の10月から実施予定の幼児教育無償化について御説明いたします。

一つ目に、無償化の対象は、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての

子どもたちの利用料を無料にする予定でございます。

二つ目といたしまして、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用するゼロ歳児から2歳児までのうち、市民税の非課税世帯を対象として無償化となります。

参考で、本年の10月1日現在、今の本市の在園児に当てはめて試算をいたしましたところ、今、3,624人在園児がおりまして、このうち1号認定、幼稚園のほうになります。幼稚園の3歳児から5歳児までが834人おられまして、対象者は665人、このほかはゼロ円の方とか、第3子以降で無料になっている方になります。2号認定の子どもは、認定こども園と保育園等で1,452人おられて、対象者は929人の、合わせて3歳児から5歳児までが1,594人、保育料が無料になるということになります。3号認定子どもということで、ゼロ歳児から2歳児の保育が必要なお子様でございます。これは、1,338人おられて、うち市民税が非課税世帯は17名ということになっております。

それにあわせまして認可外保育施設につきましても、保育の必要があると認定された場合、3歳児から5歳児までにつきましては、認可保育所における保育料の全国平均額、これは月額3万7,000円なんですけど、これを上限といたしまして、利用料を無償化という形になっているみたいです。

あわせまして、ゼロ歳児から2歳児までは、住民税非課税の子どもを対象として若干あります。月額4万2,000円の範囲で利用料が無償化になるということで、今のところは聞いております。

なお、国の保育料の無償化につきましては、まだ制度が固まっております。細部につきましては、いろいろ流動的で、私なんか見るのは新聞報道でしかございません。そういう形でまだ相当流動的でございます。来年度になりまして制度が決定いたしましたら、また資料をお出しして説明をしたいと思います。

**○委員長（中島由美子）** ただいま、当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（成川幸太郎）** 今説明を聞きながら、待機児童であったり放課後児童クラブであったり、

どんどん整備が進んでいるなというのを感じました。

それはいいんですが、こういった放課後待機児童が少なくなっていくんですけども、当市における今現状での休日保育をやってもらっているところ。特に第三次産業においては、休日・日曜・祭日出勤が多いんですけども、今、これも割と問題になってきつつあると思うんですけど、どんな実態にあるんですか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 保育園がおおむね40近くあります。それで、保育園につきましては、水引の水引保育園が、日曜の保育を祝日とかなさっております。それから小規模保育事業所といいまして、ゼロ歳児から2歳児までを預かるその19人以下の定員のところなんですけど、のびのびっこさんというのが、中郷にあるんですけど、そちらのほうが休日保育というのをなさっております。以上の2カ所になります。

**○委員（成川幸太郎）** 今、2カ所ということでしたけれども、今後、その市として、休日保育をしてもらうところを推奨していくというふうなお考えはないんですか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 今、水引保育園に聞いてみますと、1日にやっぱり数名程度でございます。確かにその日曜日が仕事のところは多くなっています。そこあたりは考えないといけないと思うんですけど、今のところその2カ所ありますので、様子を取りあえず見てからまた検討はしたいと思います。

**○委員（成川幸太郎）** ぜひ、今後まだそういうのがあることを知らない方もいらっしゃると思います。要望があってそれがあれば、地域の近くにそういった休日保育をするようなところを、どこか市のほうとしても推奨していただければと。よろしくお願いします。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありますか。

**○議員（井上勝博）** 無償になったりというのは歓迎すべきことなんですけど、一方で無償になれば、この際、働いて保育所に預けようかという方々もふえてくると思うんですね。そうすると待機児童

も一方ふえていくと。本当にその無償化で、そういうことが起こってくるのではないかと思うんですが、その辺の対策は考えていらっしゃるでしょうか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 薩摩川内市は、待機児童が毎年出ておるんですけど、無償化になりますと、ほぼ全ての方が入られる可能性というのは出てくるんですけど、それにあわせて、ことしはまず第一弾といたしまして、ちょうど市有地が市街地部分にあいているところがあったものですから、そこを活用しまして、1号認定でも入れる、2号・3号でも入れる認定こども園というのをつくりませんかということで、この前、市の保育業者さんをお願いしたんです。そしたら4カ所ありまして、そのうちの1カ所が、第一候補ということで決まりまして、とりあえずは我々もそういう形でふえていくであろうということで施設を整備しながら、それからもう一つ、保育士さんがやはり非常に難しい問題でございます。保育士さんをいかに確保しながら枠を広げて施設をとという形を今後どうことができるのか、検討していきたいということで考えております。

**○議員（井上勝博）** 保育士不足というのは言われて、この間、福岡に保育士でいた方の話を聞いたら、福岡にいながら14万円しかもらっていないとか、給料が本当に安いみたいですね。だから、この給料を引き上げれば、保育士さんの不足ももう解消されてくるのかなと思っているんですけど、その辺についてはどうのお考えですか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** まずは、国の制度で平成25年度ぐらいから処遇改善事業というのが始まりました。お給料を上げて一時金なり、一番いいのはその基本給が上がればいいんですけど、毎年そういう形で引き上げは行っております。

確かに保育士さんになりますと、1歳児とか、何というんですか、もうずっと抱っこをしたりとか、いろいろ重労働という言い方はちょっと適当かどうかわかりませんが、そういう形で本当に体を使われて、時間が相当遅くまでやられておるんですけど、そういう意味では、そのお給料が低いという御意見があるのは確かにあります。

ですから、国のほうの制度としては、そこは認めておまして、毎年そういう形で人事院勧告で上げたりとか、処遇改善もいま一つだけでやった

のが、処遇改善の2というのが平成29年度から始まりまして、今、主任保育士さんというのは、お給料が高いベースで払っているんですけど、ある程度年数があってそのキャリアがある方なんかは、お給料に上乘せしてできるような制度、そういうのも国のほうもある程度考えてつくってありますので、それには若干その研修を受けたりとかそういうのがあるものですから、そこは今、各保育園さんにPRをしながら、こういう制度もありますから使ってくださいということをお願いはしているところでございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）以上で、子育て支援課の審査を終わります。

〔当局職員退室〕

---

△委員長報告書の取り扱い

○委員長（中島由美子）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△継続審査の申し出等の取り扱い

○委員長（中島由美子）閉会中の継続審査について、お諮りします。

お手元に配付のとおり閉会中の継続審査を議長に申し出ることとし、また、閉会中に現地視察など委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉 会

○委員長（中島由美子）以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会  
委員長 中島由美子